

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の前田教育委員会生涯学習課長が欠席のため、峯岸教育委員会生涯学習課長補佐が代理出席する旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

一般質問

議長（増田 清君） 日程により一般質問を行います。

質問順位9番。1つ、中学校統合の諸課題について。2つ、環境問題について。

以上2件について、8番 土屋 忍君。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） おはようございます。

一般質問も最後の9番目になりました。通告に沿って順次質問させていただきます。

まず、第1点目が中学校統合の諸課題についてでございます。

中学校統合の問題につきましては、今議会では9人の議員の質問のうち6人の議員が質問をしております、木曜日、金曜日までにいろいろな諸問題が出てきたわけでございますけれども、本日は木曜日、金曜日に来られなかった、ぜひ話を聞いてみたいという傍聴者の方もいらっしゃいますので、初めてお答えをするというようなつもりで当局もお願いをしたいと思います。

中学校統合の問題につきましては、6月議会、また今回の議会でもいろいろな質問を議員がされておりますけれども、いよいよ半年もしますとその結論を出していかなければならないときが来るわけございまして、今回は仮に統合することになった場合の具体的な内容について何点が質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、一番これは問題になっている通学路の安全対策についてでございますが、県との協議はどのように進められ、どのような進展がなされているのかということでございます。教育委員会は、危ないから自転車通学は禁止すると言っておりますが、

現に下田高校の生徒は自転車通学をしているわけで、高校生は安全だけれども、中学生は危険だということではございません。お吉ヶ淵から松尾のバス停までのうち森林組合の直線部分は比較的歩道がつくりやすいわけでございます。また、その手前のお吉ヶ淵までとの間、また落合浄水場前は河川との関係で大変難しいというような問題が以前からございます。

先日、私、松崎のほうに行くような用事がございまして、小杉原から松崎側の県道の改良工事というのをやっておりました。これが県道の拡幅工事でございますけれども、ここでは河川の位置を変えて県道の拡幅工事をしておりました。県道でできて国道ができないということはないわけでございます。あの山の中の道路でさえも河川の位置を変えて、そして拡幅工事をしているというわけでございます。人命第一の通学路のための歩道がなぜできないのかというのは不思議でなりません。もっと強く要望していくということが必要ではないかと思いますが、この点いかがでございましょうか。

次に、地元父兄が大変心配しているバス通学の補助や本数の問題でございます。教育委員会では、特に稲梓地域の人たちと各部落ごとに懇談会を開いておまして、12月2日の箕作で行われました話し合いのときには私も参加をさせていただきましたが、そのときの話を聞きましてもこのバス通学の補助の問題、これが大変大きな問題になっておまして、これを皆様地域の人たちが納得していただけるような形になれば、かなりの方が統合については理解をしてくれるのかと。ポイントはここではないのかなというふうに私も受けとめたわけでございます。

この下田で河津側に一番近いバス停というのは、北の沢というバス停がございます。ちょっと調べてみますと、北の沢から稲梓中学校前までおよそ3.6キロございます。稲梓中学校前から稲生沢中学校の前の、これは河内温泉というバス停がございますけれども、そこまでがおよそ4.7キロ、全長で8.3キロの距離でございます。ただ、八木山からこのバス停まで来る生徒などは大変長距離を歩いてきて、さらにバスに乗るといような形になるわけでございますけれども、バスは朝の場合、北の沢のバス停が7時12分というバスがございます。この7時12分に乗りますと稲梓中学校前に7時21分に着きます。しかしこのバスというのが下箕作行きのバスです。現状のままですと下箕作で松崎方面からのバスに乗りかえ、稲生沢中学校に、ここで5分ぐらい待って、松崎のほうから来るバスに乗りかえますと稲生沢の学校前に7時35分に着くというバス、この1本しか現状はございません。

また、加増野方面からの生徒の場合、加増野から稲梓中学校前までがおよそ6.3キロございます。稲梓中学校から稲生沢中学校までが4.5キロですので、直線で加増野方面から来る

方は、現状では男の生徒はほとんど自転車通学ということで一部の方がバス通学をされているわけですが、例えば加増野からバスに乗りまして、一番近いところは箕作の郵便局のところですが、そこから歩いて約10分程度でしょうか、稲梓中学校まで。ただ、直線距離で加増野から稲生沢中学校までの距離ですとおよそ10.2キロになります。バスの本数というのは逆川方面が1日5本です。これは以前から路線バスの審議会でしたか、だんだんスリム化して、現在では逆川方面のバスというのは1日5本しかございません。これに比べ、松崎方面というのは現在21本ございます。加増野の生徒は朝7時17分というバスがございまして、これに乗りますと稲生沢中学校に着くのが7時35分となっております。

いずれにいたしましても、遠距離の通学に対する対応を市として、教育委員会として補助の関係はこのままでよいのか。バスの時間帯はこのままでよいのかということを検討されていかなければならないと思いますが、この件についてはどのように考えているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。これは統合するに当たって、先ほども申し上げたように大変大きなポイントになっている点でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目になりますが、稲梓中学校がもし廃校になった場合、その後の利活用や近隣への配慮についてということでございます。

実を言いますと、私の家はご存じのように稲梓中学校のグラウンドの下にございまして、稲梓中学校が建設を始めたのはたしか私が小学校4年生かそのころだったと思います。そもそも稲梓中学校の敷地というのは私の家の裏側が田んぼになっておりまして、右の山と左の山を崩してその手前に、私のちょうど家の裏になるわけですが、石積みをして、そこを埋め立てて、それで現在のグラウンドというのができているわけでございます。この私の家は、大きな3回の災害に遭っておりまして、第1回目はまだ敷地の造成をしているときでございましたので、私が小学校4年生頃だったと思います。大雨が造成工事をやっている、石積みをしているころ大変大きな雨が降って、私の裏に積みかけをしていたこの石垣が夜中にごろごろと音を立てて私の家まで迫ってまいりまして、私たちは本当に大慌てで避難を、夜の夜中に避難をいたしまして、今の箕作の日枝神社の庁屋に、正しい記憶ではありませんけれども、半年くらい避難をいたしまして、そこで避難生活をしながら小学校に通ったという記憶がございます。

それから、2回目、先ほど3回大きな災害を受けたと言いましたけれども、2回目が私が高校を卒業して東京に行っていた時期がございまして、ですから多分昭和46年とか47年頃だったと記憶をしておりますけれども、私が東京にいたころ、田舎の母から電話がございまし

て、大雨で裏山が崩れて家の中に土砂が入って、家の半分が土砂につぶされてしまって大変なことになったということで、そういうような電話がございまして、私も家に帰って状況を見たわけですが、そのころには近所の方が家の中に入った土を全部出してくれまして、大工さんが一生懸命壊れた家を直していたときでございました。このときは、現在のような大きな排水路というのが完備されていなかったものですから、大雨が降りまして、グラウンドの水が裏山を流れて家にどんどん押し寄せてきて裏山を崩して、その土が私の家の中に入ったわけですが、そのときは、ちょうどその当時、昭和46年から47年頃、これは下田市だったか、下田町だったかしれませんが、結局これは自然災害だよということで一切補助というか、家が崩れたための補助というものは一切なかったというふうに母から私は聞いておりました、大変な思いをしながら家を直したというようなことを聞いておりますし、私も見ております。

それから、3回目というのはご存じのように平成15年の例の大雨でグラウンドが崩れて、これは私が新しくなった家のおかげですけれども、家が半分崩れたという、こういうような大きな災害を3つも受けたわけでございますけれども、私ごとを先ほどからずっと申し上げているわけですが、少なからず近所の中学校周辺の近所の家々はいろいろな問題に遭遇しているというのが事実でございます。日々管理されている学校でさえもいろいろな問題があるわけございまして、これが廃校となりますと、だれも管理しなくなったらどうなってしまうのかということが大変危惧されるわけでございます。私は大雨や台風になると本当に心配で、今までも何回となく夜中にかっぱを着て懐中電灯を持って、学校の排水の状況を何回見に行ったか、実際わかりません。雨に濡れながら排水路に詰まった落ち葉をかき上げたことも数知れずございます。

以上説明したようなことから、たとえ廃校になったとしても管理を怠ることは許されないわけでございます。平成15年に私の家の裏が崩壊したとき、その当時、何十本ものヒノキが裏の傾斜地に植わっていたわけで、その重みで崩れたということも1つの原因になっております。今現在、中学校に上がっていく右側の傾斜地にはかなり太くなったヒノキが、数は数えたことはありませんけれども、数十本あると思います。あれも伐採するとか、そのような対応をしないといつかは崩れてしまうだろうというふうに私は思っているわけでございます。

中学校統合問題で稲梓地域の人たちの意見は、半数の人は反対だよと。それでまた、半数の人たちは、賛成というものはできないけれども、今の子供たちの現状を考えると統合もやむを得ないのかなというふうに私は考えているというふうに理解をしております。しかし、

統合をして稲梓中学校が廃校になって一番困るというのは、私も先ほどからお話をさせてもらっておりますけれども、本当に一番困るのは私ではないのかというふうに思っているわけでございます。いつまでも私的なことばかりは言うておられませんけれども、統合するとなった場合には、地域の子供たちが本当に統合してよかったというような形にしていかなければならないわけでございますけれども、質問に戻りますが、廃校になった後の利活用をどのように考えているのか。また、管理の体制というのをどのように考えているのかお答えをいただきたいと思います。

私は平成18年12月に会派の要望ということで予算要望のときに、この稲梓中学校というのは統合しなければならないときというのはいつかはきっと、数が減少しているわけですから来るのかもしれないけれども、中学校跡地の利活用ということで1点市長に申し上げさせていただいたことがありますけれども、老朽化している稲梓幼稚園を幼保一体の施設として稲梓中学校の、もし廃校になった場合の話なんですけれども、この跡地にグラウンドを利用して建設すべきではないのかというような前々から稲梓幼稚園につきましては耐震がされていないわけでございますので、跡地に建てるということもぜひ考えるべきではないかというようなことを市長に申し上げさせてもらったことがございますが、市長の考えを聞かせていただきたいと、このように思います。

以上で中学校統合問題については以上とさせていただきます。

第2点目でございます。環境問題について3点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、自治体における携帯電話リサイクルの推進についてということでございます。

携帯電話や音楽再生機などの小型家電に含まれている貴重な金属の総量は、世界有数の貴金属鉱山の埋蔵金に匹敵すると、日本にあります携帯電話また小型家電というのはいろいろな貴金属、レアメタルなどを含んでいるわけで、これは世界の有数な鉱山の埋蔵しているものと匹敵するんだということを近年言われております。しかし、各製品に含まれているこのレアメタル、希少金属は微量であり、種類も大変多いということで、この再資源化を図るには、大量の使用済みの小型家電を効率よく回収できるシステムというのが構築される必要があるというふうに言われております。

例えば1トンの携帯電話から約150グラムの金をつくることができるというふうに言われておりますけれども、この数値というのは世界最大の南アフリカの金鉱山よりも30倍の金鉱脈が含まれているというふうに示されているわけでございます。また、携帯電話などから再

生されるものとして、本体や半導体基盤から金、銀、銅、パラジウムが取り出され、本体また充電器はABS樹脂などの原料やスラグ化されましてセメントの原料などに利用されているということでございます。また、リチウムイオン電池からはコバルトが、ニッカド電池やニッケル水素イオン電池からはニッケルやカドミウムが取り出され工業製品に再利用されているということでございます。このような携帯電話は100%リサイクルが可能というふうに言われております。

平成13年からメーカーと通信事業者による自己回収システムが導入され、使用済み端末が無償で回収をされております。しかし、回収台数というのは2001年度の1,300万台をピークに減少傾向にございまして、2007年度では約半数の644万台に落ち込んでいるというのが現状でございます。

下田市としてできることというわけでございますけれども、まず第1点目として、この携帯電話を捨ててはいけないものというふうにごみ分別の案内に記載をするということができないんじゃないのかなというふうに思います。また、2点目に、廃棄する場合というのは購入したショップで処理をするようにと、このように記載をして、またアピールをしていくというのが自治体にできる、自治体が集めるということではできないわけでございますので、地方の自治体、また下田市でできることといえば、このように本当にアピールをしていくということが最大の携帯電話のリサイクルの推進運動に参加できることではないかということの一つ提案をしているわけですが、このことについてどのように対応していくつもりでいるのかということをごまかせをいただきたいということでございます。

それから、2点目でございます。生ごみ処理機の導入推進ということであります。

私たち日本人というのは1人当たり1日に約1キログラムのごみを出していると言われております。日本全体では1日12万トンというのがごみを出しているというわけでございます。一部はリサイクルされているわけですが、基本的にはごみというのは燃やす、また埋めるという方式で処理をされているわけでございます。

ごみの問題はどの自治体も多額の費用をかけてこれを処理しておるわけでございます。下田市においては、焼却場の大改修が現在なされているわけですが、さらに毎年多額の補正予算を組んで緊急の修繕なども行われているわけでございます。このような中、ごみの減量化というのは大きな課題であろうというふうに考えます。近年では、ごみのリサイクル分別収集というのも定着いたしまして、また有価物というのはできるだけ高い金で引き取らせるという努力もなされているわけでございます。また、市内のスーパーなどでは、発泡ス

チロール製のトレイというのは各家庭で洗浄したものを持っていくと引き取ってくれるというようなことも推進をされているわけでございます。

ごみは一番身近な地域環境問題であるというふうに思われます。ごみを極力ゼロに近づける取り組みというのは、まず家庭からやっていくべきだというふうに思うわけでございますけれども、家庭ごみの4割は生ごみで、あと残りおよそ6割というのはプラスチックとか瓶・缶、紙類だそうでございますけれども、私の家では生ごみというのは出さないということで、生ごみ処理機を使って堆肥化をして裏の畑などにまいているわけですが、当然、瓶・缶、ペットボトルなどはリサイクルのときに出しておりますけれども、それで紙類というのはほとんど出さないようにして、雑誌などと一緒に紙を縛ってリサイクルに出すようにと、率先してやっているわけでございますけれども、最終的にごみ袋に入れるものというのはビニール類とか、ティッシュペーパーだとか個人情報の記載された紙類とか、そういうものしかもう出さないということでやっております。

下田市はごみ袋の有料化でほぼ1年がたつわけですが、それに伴って可燃ごみが以前からかなり減っていると、減少傾向にあるというふうに聞いております。そういうことで、現在、生ごみ処理機の購入ということは助成があるわけですが、最高限度額というのが1万円というふうになっております。昨年、今年あたりのこの1万円の助成でどれぐらい生ごみ処理機の購入に申請があったのかということやちょっと聞きたいなということでございます。生ごみ処理機というのはご存じのように大体5万円とか6万円いたします。これを半分ぐらいの助成をしてもいいじゃないのかというふうに私は思うわけでございまして、この点についてぜひ当局のお考えをお願いしたいということでございます。

それから、最後3点目です。時間もなくなってきました、浄化槽の普及促進ということやぜひ進めていきたいということで、政府与党において今回の第2次緊急経済対策の柱でございますこの浄化槽の普及促進事業というのが今回盛り込まれているわけですが、残念なことに来年に先送りということになっているわけで、この内容だけ皆さんに紹介したいんですが、補助率が今までの3分の1から2分の1になるということで、これには4点ほどの大きな、これをすると2分の1になるというようなことが政府のほうから出されたわけでございますけれども、直接我々に関係するのが、消費電力の少ない省エネ型の浄化槽の整備をすると2分の1の助成、今まで3分の1だったものが2分の1の助成がされるということが明らかになったわけですが、これは特に我々家庭に直接関係する、4点ある中でも特に我々の家庭に直接影響のあることでございますので、この点についても当局のほう

はどのように考えられているのかということをご質問をいただきたくということで、環境問題についてはこの3点を述べさせていただきまして、明快なご答弁をいただきたくということで、私の主旨質問を終わりたいと思います。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（野田光男君） それでは、中学校の統合問題につきましてご質問をいただきましたけれども、冒頭、議員さんがおっしゃられたとおり私たちが半年後を考えますと、早急に課題あるいは問題に対する解決に向けた具体的な取り組み、これをしていかなければならない、このように認識しております。特に通学の安全確保並びに保護者の負担につきましては、今までもご質問、ご意見をたくさんいただいておりますけれども、より多くの保護者、また住民の皆さんのご理解を得る、そのためにはこのことは大変重要なことではないかな、このように思っております。この点につきましては、説明会や懇談会の中におきましても、保護者や地域住民の皆さんからも大変大きな不安だと、こういうことで何とかしてほしいということ強く要望をされてもおりますので、私たちが具体的にしっかりと取り組んでいきたい、このように思います。

これらの件につきましては、また課長のほうから今の進捗状況等を含めまして説明をさせていただきます、このように思います。

なお、稲梓中学校のグラウンド周辺の傾斜地、崩落の危険、これに対するご意見等いただきましたけれども、本当にお話を伺いまして、議員さんには長い間、大変な思いをされてこられたんだと、こういうことを強く思いました。そういう中でのご心配、それからご指摘をいただきまして、本当にありがたく思っております。

この件につきましては、学校に現状把握を依頼するとともに、私それから参事、課長と3人で現地を見てまいりました。見たところ、学校からも話があったわけですが、ヒノキが約60本植わっていると、そういうお話でした。そういうことで、この件につきましても対応について課長のほうから説明をさせていただきたい、このように思います。

それで、私のほうからは以上ですが、あと続いて課長のほうからご質問いただきました内容につきまして、進捗状況あるいは具体的な内容について説明をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私のほうから通学路の安全対策について、そして

通学方法、通学費の関係、そして学校へ上っていく通学路のヒノキ対策について答弁させていただきます。

これまでも各議員さんの一般質問の中で安全確保につきましてはご答弁させていただいたわけですが、今のところ私ども土木事務所に要望をさせていただいた中で、土木事務所として現在予定をしている事業について伺っております。それにつきましては、落合の浄水場対岸につきましては、河川の護岸の改修工事をしております。そのことによって路側帯が川側も広がる、そして山側の側溝についてはふたをするということで、おおよそ道路全体で1メートルほどの路側帯が確保できるということでございます。しかしながら、議員さんご指摘のように高校生も危ない、高校生は安全で中学生なら安全ではない、そういうこととは我々も認識しておりませんで、高校生にとっても非常に危険ではないかというふうに考えております。それですので、やはりその工事が21年度中に終える予定で今、県は工事を進めるということで予算確保をしているということでございますが、仮に21年度中に完成してもやはり状況を保護者の方、そして学校、我々で検証して、これは本当に安全なのかどうかというそういうことを話し合ひまして、自転車通学についてよしとするのか、まだ危険だというふうに判断するのか、その辺を完成した時点で検討したいというふうに考えています。

また、お吉ヶ淵から河内、松尾でしょうかね、その間も非常に歩道がなく、特にお吉ヶ淵から森林組合の事務所、ちょっと稲梓寄りまでは非常に道路も狭くて、大型車が走ると路側帯も非常に狭いことから大変危険だなという感じは私どもも持っております。そこにつきましては、土木事務所さんのほうでは平成22年、23年頃にかけてお吉ヶ淵から森林組合のあたりまでは川側に、そして横断歩道を渡りまして森林組合の事務所あたりから山側に歩道を設けて既存の歩道まで延長する、そのような計画をしているということで、これにつきましてはもう既に現地への説明会もされているということですので、22年、23年頃には完成するというお話がされているようでございます。

そういう中で、全体として自転車の通学が安全ということになれば、先ほど申しましたように皆さんと検討して、よしとするのか、まだ危険ということで全体として判断していきたいというふうに思います。

そして、通学費の関係でございますが、これにつきましては、昭和33年、昭和46年の下田中学校、そして下田東中学校の統合が過去あったわけでございます。その当時、いろいろやはり地元の方々からは遠距離通学に対する補助というものの要請が強かったというふうに

は想像されるわけなんです、その中でやはり地域の方々と行政といろいろお話をした中で、今の2分の1の補助というものが決まってきたんじゃないかと、そのように理解しておりますもので、やはりこの統合だけを特別扱いするという行政の一貫性を欠くことはできないということで、私ども地域の説明会に入りましたところから、これについては申しさせていた
だいております。

しかしながら、稲梓というのは非常に地域が広うございますので、できるだけ今の遠距離通学を受給している方々の過重負担にならないようにというようなことで検討させていただいておりまして、過日もPTAの方々とお話しさせていただいた中で、そういう検討案についても若干ご説明をさせていただいてございます。やはりPTAの方々も、もし統合になったときに距離的に一番遠い加増野の方、そして近い箕作あるいは落合の方、ちょっと若干考え方の違いもあるようでございますので、その辺をPTAの方々の中でどのような方法がいいのかというような、そういうものをまとめていただくようお願いをしております。それによりまして、どのような対応をしていくかということを早急に検討してまいります。その方法につきましてもいろいろ、電車を使う方法とか、スクールバスを使う方法、そういうものもこちらからご提案させていただいておりますもので、そういうものの中からPTAのご要望に合えるような一番いい方法をとりたいというふうに考えております。

そして、バスの件なんです、やはり先ほど議員ご指摘のように、例えば松崎方面からの便ですと確かに高校生ですとか、中学生、小学生が一度に乗るとバスに乗り切れない状況が
ございます。しかしながら、中学生の場合は朝のクラブの練習というものがござい
ますもので、若干小学生ですとか高校生と違った時間帯になるのかなと。しかしながら、今はそれに合うバスはないということは承知しております。6月に我々は試乗しているんですが、そのときには中学生は1人も利用されませんで、高校生と小学生だけでした。そういう中から、やはりバスのダイヤの増便あるいは日中のダイヤの改正によって、通学時間帯に合うダイヤを出してもら、そういうようなことでバス会社さんとは検討をこれから重ねていかなければならないというふうに思っています。

また、須原方向につきましても7時12分発のバスにりましたが、これは本当に小学生だけでやはり中学生は1人も利用されていませんでした。現実のところ、須原方面からの中学生については、すべて自転車で通われているというようなことでございます。しかし、そのバスは先ほど議員ご指摘のように下箕作どまりになっておりまして、またUターンして上っていくというようなバスでござい
ますので、やはりそうしますと朝練の時間には間に合わな

いということになります。それですので、これについてもやはり日中のダイヤを通学時間に合わせたものに変えていただく、そういう方向でバス会社に検討を依頼していくということになっております。

そして、あとヒノキの関係でございますが、これにつきましては、教育長からも先ほど話がございましたが、やはり急傾斜の部分が、一番下のコンクリートで擁壁になっております。そのすぐ先がやはりかなりの急傾斜になっているというようなことで、やはりちょっと危険かなというふうな感触を持ちました。我々何分素人でございますので、やはり森林組合さんですとか、そういうちょっと専門家の方々に見ていただいて、例えば枝の伐採とか、そういうもので対処できるのか、あるいは根本から切らなければならないのか、そういうようなことについてもアドバイスをいただいた中で検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 学校統合問題で最後に、統合された場合、学校の跡地をどういうふうに考えているのかというご質問が出ました。大変立地条件のいいところでありまして、また広さも約1万3,000平米ぐらい、ですから約4,000坪弱という広さを持っているところでありますので、統合された場合には、その跡地利用というのは市にとりましても大変大きな問題点、財産でございますので、これをどういうふうに利用していこうかというのは大きな課題になってくるというふうに思います。当然もう既に地域の方々から何か使いたいという個人的なお話も来ているのが事実であります。教育財産でございますので、これを今、議員のほうから少しご指摘がありましたように幼稚園の関係で幼保の何かに利用したらいいんじゃないかということにつきましては、まだそこまで踏み入った構想をつくっているわけではありませんが、当然、稲梓地区にとりましても大変大きな財産であるということで、その辺のことを考えながら、そうなったときにはしっかりとした地域の方々ともご相談しながら計画をつくっていくべきであろうと思います。

教育長、課長のほうからも答弁がありましたように、議員にとりましては3回ほど大きな被害を受けておるというようなことでございまして、私自身も知っているのは市長になりましてから15年のあの大きな災害、被害があつて現地視察をした感触でありますと、大変やはり今、課長が答弁したようにいろいろな問題点抱えている場所であるなということで、今後もそういうことを踏まえながら、例えば跡地利用するにしても、そういう危険なものについてはしっかりと対応していくべきであろうと思います。

また、議員が大雨のときにやはり自分が受けた被害の関係からいろいろ見回り等していただいていることにつきましては、今初めて聞きましたけれども、大変感謝申し上げたいと思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 私のほうの環境問題につきましては、3点にわたってご質問いただきました。

第1点目につきましては、自治体による携帯電話のリサイクルの推進ということでございます。議員さんの述べたとおり、回収の台数が減少しているということで、この減少の原因といたしましては、最近の携帯の端末機の高性能化と多様化が進んで、手元に保管しておきたいという方が増えているということ、そして理由として、コレクションとか思い出とか、個人情報としてとっておかなければというようなことで回収率が下がっているということでございます。

また、保管しないで携帯を出す人は、ショップに大体62%、ごみとして捨てる方が14%ぐらいあるようでございます。産業協会というところの調べでは、リサイクルが認知されている、リサイクルしなければならないと思っている方は46%というような率で、この意識の向上ということが引き続いて大事なことになるかというふうにも思います。

また、東京都のほうでは最近、この10月、各都内の23区、庁舎等に鍵付きの回収ボックスを設けて試験的に回収をしてみたというようなこともちょっと聞いております。その結果がどうであろうかということはこれから公表していきたいということでございました。

また、14品目のリサイクルを義務づけております資源有効利用促進法というこの法律の中で、早ければ来年の4月から携帯電話につきましても対象品目として追加されると、こういう見通しも聞いております。

そういう中で、市としてできることはということになるわけですが、先ほど議員さんが言っていたとおり、ごみの出し方のパンフレットの中にこういう案内を入れるとか、またホームページとか広報、回覧等でごみのこといろいろお伝えしておりますが、こういう中にも携帯の回収についてのことも掲載していければというふうに思っております。

また、2つ目の生ごみ処理機の導入の件でございます。この生ごみ処理機は昨年からごみの袋の有料化に伴いまして可燃ごみの減少ということ、そしてご協力していただいて還元するというようなことも含めまして導入したわけでございます。先ほどのとおり3分の1の補助で1万円限度ということでございます。昨年は16機の補助がありまして、今年に入りまし

では現在、少なく2機という状況でございます。昨年の実績を見ますと大体4万8,000円から7万4,000円ぐらいの1機当たりの購入費になりまして、周辺の市町村等見ますと2分の1で2万円から3万円限度という市町が多いということになっておりまして、ぜひ私たちも、来年の予算の要望を今しておりますが、下田としましても2分の1で2万円限度ということを担当課といたしましては要望して、15機を要望しているところでございます。

また、市内の量販店、また電器店にはこの補助制度がありますということで、掲示をしていただいております、さらに広報等、啓蒙の普及を推進していきたいというふうに思っております。

また、3点目の浄化槽の普及につきましてありましたけれども、平成19年度は11機の補助となっております。506万5,000円の補助をさせていただきました。大体1基当たり5人槽で平均81万5,000円程度でこの2分の1、42万7,000円くらい、そのうちの3分の1が国からの補助となっております。平成12年単独の新設が禁止されまして、それで単独が中止になってきたわけですが、今現在は単独から合併への設置がえのみの補助ということになっておりまして、新設は対象になっておりませんので、対象が限られているというのが現状でございます。

先ほどの第2次緊急経済対策ということで、省エネ型浄化槽という、環境大臣が10月30日に記者会見したところもあるわけですが、今後の国会の状況、また県の通知等見きわめながら、この省エネ型浄化槽についてもどのようになるか見きわめながら対応したいというふうに思っていますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 学校統合問題につきましては、先週もいろいろと話がございます、道路の問題につきましては、危険箇所というんですか、応急的にやはりどうしてもやっていかなければならないこと、また至急にやらなければならない箇所につきましては県土木も具体的に来年の部分、また再来年、その次の部分ということで話を聞いておりますので、ぜひこれが実現するように、またさらに市のほうとしてもお願いをしたいというふうに思っております。

バスの件につきましては、これもお話が出ていたわけですが、特に逆川の路線というのは1日に現在5本しかないわけですが、その5本になったときに私もお話しさせてもらったことがあるんですけども、箕作の診療所の問題も絡みまして、地元の

人からバスの本数が少ないので、もう少し増やすことができないのかなと。朝、箕作の診療所に行って診療受けても帰るバスがないと。午前中に診療受けたら、それこそ2時頃まで待たないと須原方面に帰れないという話がありまして、こういうような話をさせてもらったことがあったわけですが、そういうのと絡んで、またこの先、生徒の通学の問題とも絡むわけで、5本になった理由というのは、路線バス、東海バスに補助、1本大体年間110万円くらいでしたか、1本増やすと110万円くらい補助が増えるということで、だんだんさみしい5本になっていったという経緯があるわけで、その辺とも財政のほうともあれしないと、これがなかなか教育委員会の言っているようにもう頑張って増やしますみたいなことは言えない現状があるんじゃないのかということで、その辺も含めて、また地域のことも考えて、先ほど言った診療所のことも考えていかなければならない問題もあるわけですし、松崎側というのは本数、先ほども言ったように22本あるわけですので、比較的多少の時間帯の移動というのは相談ができる範囲じゃないかと思うんですけれども、逆川についてはもうこれ以上減らすことのできない本数で現在運行しているわけですし、できれば本当は先ほど言ったように増やしてもらいたいぐらいの本数ですので、その辺も加味しながら子供たちのこと、また地域のことも加味しながらやってもらわなければならない問題をはらんでいるわけですが、その辺早急に、それこそ来年の3月頃はこれでいかがでしょうというような時期になるんじゃないかなというふうに心配するわけですが、その辺どういうふうに考えているのかということ、再度お願いしたいということです。

先ほどバスは全員が乗ると乗り切れないというような話も先ほど来からあるわけですが、乗っているいろいろ調べましたという話があったんですけれども、雨の日というのは自転車はなかなか通えないわけですから、ほとんど全員がバスに乗るんだということを考えての路線バスのことも検討しなければならないと思うんですよ。その辺どういうふうに考えているのかということ、また再度お願いしたいということで、バスの問題については、経済的な面についてはもうこれ以上の過重な負担はかけさせませんというふうに話がございましたから、それはそれで一つの結論じゃないのかなというふうには思っておりますけれども、できるだけ早く具体的な面が見えてこない、そういうふうに頑張りますの話だと、地域の人たちも信用した話にならないわけですから、それをしっかりと早急に具体的な話にならないといけないんじゃないかと思えます。

統合問題につきましては、そのようなことでお願いしたいということと、やはりこれからの廃校になった後の活用、そういうことも本当に、稲梓中学校の校歌に箕作の丘にのぞめば

はるかなり、明けゆく未来というのがあったんですけれども、はるかなり明けゆく未来が消えそうになっているわけなものですから、やはりその後の活用というのは真剣に考えていく必要があると。なくなってすっきりしてせいせいしたじゃなくて、その後のこともやはり考えてもらいたいというふうに思います。

それから、環境問題につきましては、お金をかけてどうこうするという問題というのは、どちらかという真ん中の生ごみ処理機の関係だけで、あとは1点目についてはやはりお金もかけずにアピールもできる問題でありますのでぜひお願いしたいというのと、生ごみ処理機につきましても、当局のほうでは2分の1の2万円にしたいというふうに返事がございましたものですから、来年はぜひ予算的にもそうしてもらいたいというふうに思います。

先ほどのバスの件について、再質問ですけれども、ぜひお願いします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 松崎方面からのバスに子どもが乗車したときの状況をちょっと説明させていただきます。一番端の志保口に乗ったときには既に高校生が24名乗車していました。そこからだんだんと中学生、そして小学生が乗ってくるというようなこととなります。22年の松崎方面の中学生の総計が35人になる予定でございます。しかしながら、途中から乗ってきます。そして、一番最後の相玉、こちらで小学生が降車いたします。中学生が一番多く13名乗車することが見込まれます。そういうことを考えますと、乗りおりがございますが、だんだん相玉までは増えてくるんですが、小学生が17人おりて中学生が13人乗るというようなことで、そこでちょうどバス定員の60名ぐらいになるのかなという試算、あくまでも試算です、ということで考えております。しかしながら、やはりほかの一般のお客さんも乗られる可能性もあるわけでございますもので、そこについては増便も必要なのかなという考えは確かに持っております。

そして、須原の方面でございますが、そこについては当然自主運行バスということで現在も企画財政の担当補佐と一緒に話をさせていただいているところでございます。

そして、バスダイヤにつきましては、残念ながらいつになったら決めることができるのかというのが、これはやはり民間のバス会社さんの事情もあるというようなことで、例えば来年の4月のバスダイヤを決定するというのが、前年の12月頃でないと確実な回答ができないということを伺っております。私のほうも本当に地域の皆さん、保護者の皆さんにこのバスダイヤを確実に確保するということが明確にお答えできないのが本当につらいところでございます。そういうことがございしますが、しかしながら、やはり通学の手段は確保しなければ

ならないというふうに考えておりますもので、私どもの強い要請としてバス会社に要請をさせていただきたいというふうに考えております。

今のところ、このくらいの答弁しかできなくて、大変申しわけございません。

議長（増田 清君） これをもって、8番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第5号及び報第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第7号））、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第3号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第5号及び報第6号の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、このたび専決処分をいたしました補正予算は平成20年11月11日専決の専第4号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第7号）と専第5号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算の理由でございますが、平成20年9月診療分11月支払い分の老人健康保険医療給付費の予算の不足が生じることが判明し、12月補正では支払いに間に合わないため専決処分をさせていただいたというものでございます。

それでは、浅黄色の専第4号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお開きください。

第1条の歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。お手数ですが、同じく浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、企画財政課関係では、12款1項1目予備費は24万9,000円の減額で歳出調整額でございます。

続いて、健康増進課関係では、4款2項3目2220事業老人保健会計繰出金は24万9,000円の追加で、9月診療11月支払い分の不足額の市負担ルール分を一般会計より老人保健特別会計へ繰り出すというものでございます。

以上で専第4号の専決予算につきまして説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、専第5号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしますので、同じく補正予算書の9ページをお開きください。

第1条 第1項の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億97万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明させていただきますので、同じく浅黄色の補正予算の概要の4ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目支払基金医療費交付金現年度分は148万9,000円の追加で、このたびの追加補正分の基金からの12分の6のルール分交付分を受け入れるものでございます。

2款1項1目国庫負担金現年度分は99万2,000円の追加で、国庫ルール負担分の12分の4の受け入れ、3款1項1目県負担金現年度分は24万8,000円の追加で、県負担ルール分の12分の1の受け入れ、4款1項1目一般会計繰入金は先ほどご説明申し上げました一般会計補正分の24万9,000円の追加で、先ほどの専第4号でご説明したとおりでございます。同じく市負担分は12分の1でございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目8600事業の老人保健医療給付事務は297万8,000円の追加で、静岡県国民健康保険団体連合会への9月診療の11月支払い分の負担金でございます。

以上で報第5号及び報第6号の専決予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 報第5号及び報第6号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正

予算（第7号））に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第3号））に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 老人保健会計は閉じる会計であると、現時点は法の改正によって廃止がされる会計かと思いますが、9月分の診療が297万8,000円、11月の時点では払えなくなったということではありますが、今まで月々どのぐらいの支出があって、突然この9月分が大きく医療費が伸びたのか、主なるものはどういうものかという点のご説明をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 老人会計のことですので、私のほうから答弁させていただきます。

ご存じのとおり老人保健の制度が平成19年3月末をもって終了しまして、後期高齢者のほうに行ったものですから、ただそれは今後とも請求ができる範囲が3年前までというふうに定められております。平成17年度から19年度までの3カ年分が請求できると。その請求する期間は20年度から3年間、22年度までできると。そういうふうに定められておりますので、常にこの会計は残してあるんですけれども、そういう意味では22年度まで残さなければならぬこととなりますけれども、請求は今までは余りなかったんですけれども、今回9月分として11月11日に314万6,138円の請求がなされまして、国保連より来るんですけれども、11月25日が納期限だったために専決させていただいたということになります。不足分の248万円を一般会計のほうから繰り入れてもらって、総額は老人保健会計297万8,000円として支出するものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 請求の内容がどういうものか、大変高額の1人の方とか、数人の方とか、いろいろな病院から来ているのかというようなことがわかればお知らせいただきたい。といいますのは、今後また同じような請求が、そういうこととなりますと平成22年3月まで100万単位の請求があるのかなのか、そこら辺の見定めができるのか、できないのかを判断をしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 請求の内容は、申しわけありません。今ちょっとはっきりしませんけど、1件分だと思っていますけれども。まとめて来ますので内訳がちょっと今わかりません。すみません。

それで、今後とも一応用意はしておかなければならないというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（藤井恵司君） これから戻りもあるわけですが、どうしても。戻ることもあるし、出すこともある。例えばレセプト点検などまだしていますので、返ってくることもございます。出すこともございます。ということで、3年間それが続くというふうに考えておりますので、いつまでというのは3年間猶予があるということですので、いつどういうふうなお金が出るというのはなかなか今お答えするのは難しい状態です。

以上でございます。精算行為でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第69号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第69号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第69号 教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。また、平成19年の同法の改正によりまし

て、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないと努力規定から義務化されたところであります。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市堀之内234番地の2、鈴木徹洋さんでございます。生年月日は昭和36年9月23日生まれ、47歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の富永隆明委員の任期が平成20年12月14日に満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

鈴木さんの主な経歴でございますが、下田市堀之内のご出身で昭和59年、筑波大学第三社会工学類を卒業、民間会社を経て平成11年、下田市に帰省し下田市認定農業者として就農されておりましたが、平成19年10月より社会福祉法人梓友会に勤務されております。現在も勤務のかたわら、農業も積極的に行い、地域の方々と活発に交流し、地域に根差した生活を送られております。現在、高校生、中学生、小学生の保護者としてPTA活動にも積極的にかかわり、保護者の方々の信頼も厚い方です。

鈴木さんは、温厚誠実で指導力のある方で、その経歴から地域に対する思い、また教育や社会福祉に対しましても識見豊かでありまして、教育委員会委員といたしましても適任者でございます。

以上のことから鈴木徹洋さんを教育委員会委員といたしまして、ぜひともご同意いただけますようよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番。

2番（藤井六一君） ただいま同意を求められたわけですが、はっきり言いまして名前も、今、名前を伺ったから名前はわかるんですが、顔もわからないし、一度も会ったこともないし、どの辺にお住まいの方かもわからない、そういう状態で同意をしてほしいと言われても判断に苦しむわけなんです。ですから、反対とか賛成とかでなくて、同意できないでなくて、何か同意を求めるといって、方法、もう少し考えられないものかと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、いいかどうかわかりませんが、今思いつきなんですけれども、全協で披露してくれるとか、あるいはそこで若干考え方を述べていただくとか、何かそういうことでもない限り、全くわからない人を突然出してきて同意してくれといっても、これはちょっと乱暴な提案の仕方ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 確かに議員の言われることも理解ができないわけではございませんが、ただ、議会に同意を求める、こういう人事案件も幾つかあります。そういう中で提案をする当局側の信頼といいますか、いろいろ人選の中で提案をさせてもらうわけでございますけれども、その方々が国会の人事案件ではございませんけれども、この場で、また全協でそういう方々をお呼びしているいろいろ考え方、意見を聞くというのも決して悪いことではないと思いますけれども、今の制度の中でこれがいいか悪いかというのは、私も現時点では理解できないところでございまして、今後そういう意見があったことにつきましては、今回の教育委員の選任同意だけでなく、いろいろな議会における同意の案件についても議論をしていきたいなというふうに思っております。

ただ、今回の教育委員会の人事につきましては、今までも何回かこの議会で議論をさせていただき、また意見もいただけてきました。それらを踏まえまして、我々といたしましても適切な方ということで今回提案をさせていただいたものでございます。何としましてもご理解をいただきたいと思っておりますけれども、議員の言われることにつきましては、今後、政策委員会の中でも議論をしていきたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 記憶は定かではないんですけれども、過去に選挙管理委員会委員の同意の案件があったときに、事前に各派代表だったのでしょうか、何だったのでしょうか、記憶が定かではないんですけれども、意見交換した記憶がございます。事前に説明を受けて。何か形骸化している。人事案件だから市長に任命権があって、議会に同意権がある。それは確かにそのとおりなんだけれども、それが形骸化してしまっている。何も本当に、顔もわからない、何もわからない、突然出してきた同意してほしいと言われても、本当に困っちゃうんですよ。ですから、ただご理解をといても、今回の学校の統廃合みたいに、ただご理解をとったって、理解のしようがないんですよ。ですから、もう少し、これからこういうようにしてみたいということをもう少し具体的にお聞かせ願えませんでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、議員からの提案といいますか、意見があったことをしっかり議論をいたしまして、例えば今、提案の一つとして全協等々で事前に候補者を示させていただいて皆さんの理解を得る、また意見をいただくという形も確かに一つの方法であろうかと思っております。先ほどから言っていますように政策会議等々で十分に議論をし、前向きに考えてい

きたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 毎回、教育委員の任命については、教育についての基本的にどのような見解を持っているのかというようなことを、我々同意する側としては最低限の情報を教えてほしいというふうなことをたびたびお願いしているわけなんです、特にこの議会においても一般質問、9名中6名が中学校統合問題、学校教育問題についての質問をしております。その中でやはり教育委員会のあり方というふうなことについてもいろいろな疑義だとかいろいろや要望、いろいろな批判等々が出ていると思います。

教育は国の根本であります。教育がどのような教育をなされるかによって子供たちがどういうふうに育っていくのか、これからの下田、日本をどうつくっていくのかにつながっていくものであります。そういうことでなくても、やはり教育の重大性ということを考えるならば、教育委員会委員について我々も責任を持って同意しなければならないわけですので、現状では本当にこれはもう当局に対する信任案みたいな形で、当局を全面的に信任するかどうかというそういうふうな形になっているという、先ほど藤井議員が要求したようにもう少し情報を、基本的にどういうふうに考えて、どういうふうなことをしてきたのか、どこまで情報を出せるかということについてはいろいろあると思いますけれども、もう少し教育について基本的にどういうふうな立場におられる方なのかということについての情報をもっと欲しいと思います。

それと、またあと、今、前任者が任期満了で新しく教育委員を任命するんだということですが、前任者は何年やったわけですか。それで、そういうふうにもう特別な理由があったのか、それとも何年やったらかわるというふうな、そういうのがあるんですか。

それともう一点、また同じ稲梓地域からということなんですけれども、地域ごとに順番にやっているというふうなことは聞いていますけれども、それは今の時点においても下田市の教育委員会、各地域に振り分けてやるというふうなことの合理性というのは、今の時点でもあるんですか。今後ともそういうふうな形で各地域、下田地域の人、あるいは稲梓地域の人が任期満了になったらそこからまた出すというふうな形を今後も続けていくのかどうか。2点についてお聞きします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 1点目の前任者の任期でございますが、この14日で4年間の任期ということになります。

それから、地域ごとかということにつきましては、今までも選任するに当たっては学校区ごと、中学校区ごとの地域ということをお願いしてきた経過もございます。今、議論をされております中学校の統廃合、こういうものが実現なされれば、今までの選任の方法がまた変わってくるのかなという思いはありますけれども、現時点においては稲梓の選任の方から今回も稲梓の選任ということでのお願いでございます。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 富永委員につきましては、ご案内のようにこの20年3月25日の小中学校施設整備の審議会の答申の稲梓、稲生沢の統合の承認を委員長としてした方ですね。それで、任期が来たからやめられるというのは、責任をとっておやめになるのかという理解も、任期と同時に、1年間の記録がない、あるいは住民の理解をなしに決定を進めた、こういう経過が明らかになっているわけですから、どういうわけでこの人がやめたのかというのは大変大きな疑問が持たれるところだと思うわけです。委員長までやられた方がこれをもって終わるといふなら、大分お年の方でもないようすし、体も健在のようすし、大変な疑問を持つわけであります。どうしてこの方がおやめになったのか。このままですと私の理解は責任をとっておやめになったのか、こう思わざるを得ないというわけであります。

それから、18年6月に教育委員会に市長を、教育委員会がお迎えをして統合について、あるいは財政再建についてのお話を教育委員会が受けた、こういう経緯があるわけですので、教育委員会の行政からの独立性、こういうものが大変大きく問われると思います。今の教育委員及び教育委員会について。そういう資質を持った方かどうかということが、思想統制という意味じゃなくて、そういう意味では判断はできない。当局の推薦だということであれば、これはもう当然決せざるを得ない、この経過から見て。しかし、人事案件ですので、この人の人物がどういう方かということなしには当然判断ができないということになると思います。私も同様に、鈴木徹洋さん、この方のお顔も承知をしていない、こういう方でありますので、どういう経過でこの方を当局は任命して、議会に出されてきたのか。当然応募をするなり、公募をするなりして、その中の何人があった場合に当局がこの方がよかろうというような推薦のあり方も当然考えるべきだと。どういう選考、地域だけに基づいてこの人がよかろうというような形になっているのか。具体的に教育長が推薦して、市長が認めてここへ出てくるとか、いろいろな手続があろうかと思いますが、どういう選考をされたのか、その経過について3点目、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、1点目のどういう理由で任期を終えたときにおやめになるのかということなんですが、これにつきましては、ご本人、仕事を持たれております。そちらの仕事が大変忙しいというようなことで、今、教育委員会、日中開いているわけなんですが、その間もかなり職場の中でご無理をして来ていただいたというような経過がございます。これにつきましては、もう前々から、やはりなかなか仕事との兼ね合いが難しいというようなことで、おやめになりたいということをおっしゃっておられましたので、我々も慰留はさせていただいたんですが、どうしても本人の意思が固くて退任するというので、やむなく次の方を選ばさせていただいたわけでございます。

また、議員がお考えの責任をとってやめるのかということでございますが、ご承知のように教育委員会は合議制でございますので、これは教育委員会として本当に真剣に慎重な審議をしていただいた結果を出すわけでございますので、富永委員長が決めたとかそういうことではございませんもので、そういう考えでおやめになったということではないというふうに思っております。

そして、どのような経過で選考されたのかということでございますが、6月議会の中で教育委員を選ぶ中で、法の改正によって保護者でなければならないというような改正があったわけでございます。先ほど副市長からも話ございましたが、今までの中で教育委員さんにつきましては、中学校区でその中から地域性等考えまして選出させていただいた経過の中で、今回、稲梓地区から出ていた委員さんがおやめになるということで、稲梓地区からの方をまず第一に考えなければならなかった。そして、なおかつ保護者、特に保護者であっても私ども教育委員会で管轄している小中学校の保護者がよろしいのではないかと、そういうようなご指摘をいただいたところでございますので、一番保護者数の少ない稲梓の中から選任をしなければならないという非常に苦しい状況がございました。

私どもも学校に相談させていただいたり、今までの委員でありました富永委員長からもいろいろ人物的なこと、紹介もさせていただいたわけなんですが、その中で私ども教育委員会といたしまして、富永委員長とこの方がふさわしいのではないかとというようなことで、ご本人にお願いに上がったわけでございますが、ご本人、ちょっと足を大けがをされたというようなことがございまして、非常に固辞されておりました。しかしながら、我々の気持ちを酌み

取ってくださいます、本当に議案に間に合うのかなというような苦しい状況だったんですが、11月半ば過ぎにご理解をいただきまして、この案件とさせていただいたところでございます。選考についてはそのような方法でございました。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 教育委員については、かつて市長の後援会の方が教育委員であったと、途中でおやめになったと、こういう経緯もあるようでありますので、そういう点はどうかときっちりチェックがされているのかというようなことと、今、課長のほうからPTAや学校を通じて保護者であるという条件を第一に選考してこの方になったと、こういうことでありますが、やはりそうであれば全体の保護者に応募といいますか、公募をかけるとか、ただ当局が一方的にお願いに行くという形でない、むしろ積極的な人たちを登用していくと、こういう方法が今必要ではないかと思うわけでありまして。ぜひそういう点も含めてご検討いただきたいと思います。十分検討されて、そういうものは確認済みですよということでありましょうけれども、経過がありますので再度ご確認をしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 先ほど議員のほうからも教育委員会の独立性のことが言われましたが、これはもう今に限ったことではなくて前々からそういう十分な意識を持っての選任でございます。ただ、議員言われるようにやはりこちらから頼むのではなくて、広く下田市全体から公募も含めて選任をすべきではないかという意見は、これは今後の議論の中での参考意見として承っておきたいと思っております。

そういうことで、今回上程をさせていただいた方は、議員が言われる市長の何々というようなことは一切ありませんので、これは念を押して答弁をさせていただきます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） この鈴木さんは非常に優秀な方、それはよく知っております。ですけれども、ちょっと気になることがありまして、彼は今まで、帰って来て9年間農業を一生懸命やって認定農業者にもなっています。ですけれども、先ほどの説明でも昨年から梓友会に入られて、ここは認定農業者ということで農振農用地を除外して自宅を建てられましたよね。認定農業者ということで。これが認定農業者を今継続しているのかということと、そう

いうことではいかなものかというか、認定農業者であったのに農業というのは60日以上、2反以上で、あの人は2町ぐらいついていますけれども、面積はいいんですけれども、時間的なものはどうなんですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それにつきましては、産業振興課に確認させていただきました。それで、やはりお勤め、常勤のお勤めがあるということであれば認定農業者ということではないということでございます。先ほど副市長から本人紹介の中で認定農業者として、帰って来たらから梓友会にお勤めになるまでは認定農業者として一生懸命専業でやっておられたんですね。今は認定農業者という名前はふさわしくないのかもしれませんが、農業も継続してやられているというようなことで、今は認定農業者ということでご説明したつもりではなかったわけなんです。そういうことで、現在は認定農業者ではないという見方をしております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 先ほどの説明は認定農業者と説明しましたよね。ここはちょっとおかしいのではないかなと。9年間は農業を熱心にやられたことはよく知っています。ですけれども、認定農業者であるから特別に農振の用地を転用したんですよ。数年前に、たしか二、三年前だと思うんですけどね。その辺はいかなものかと。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 先ほど私の説明の中に、民間会社を経て、平成11年、下田市に帰省し、下田市認定農業者として就農されておりましたが、平成19年10月より社会福祉法人梓友会に勤務されておりますということと、現在も勤務のかたわら、農業も積極的に行い、地域の方々と活発に交流しというような説明をさせていただいたんですが、今、課長が申しましたように認定農業者の根拠、考え方については述べたとおりでございます。認定農業者として農地をつぶして、特に引き続き認定農業者の資格というような条件とありますが、そういう中でうちを建てられたということは、大変申しわけありません。私もよく承知をしていないわけですが、申しわけありません。ちょっと詳しい状況はわかりませんが、積極的に今農業も行っているというのが間違いのない事実でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第69号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第70号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第70号 副市長の選任についてを議題といたします。

〔副市長 渡辺 優君退席〕

議長（増田 清君） 当局の説明を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） それでは、議第70号につきましてご説明を申し上げます。

本案は副市長の選任でございまして、選任したい方は下田市河内745番地の24、渡辺 優さんでございます。年齢は昭和18年5月8日生まれ、65歳でございます。

渡辺さんは、昭和37年3月、下田北高等学校を卒業され、同年4月、株式会社ナスステンレス大船工場に就職、昭和38年2月に退職、同年4月、下田町役場に奉職され37年8カ月勤

務をいたし、平成12年12月15日に退職をされました。その間、建設課長、下水道課長、総務課長及び防災監を歴任されました。市役所退職と同時に助役として厳しい財政状況の中で市政発展のためご尽力をいただき、平成16年12月再任をされ、さらに地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から副市長として務めていただいております。

この間における厳しい財政運営を初めさまざまな課題に対し、その豊かな行政経験をもととした態様によりまして市政発展のためにご尽力をいただきました。市民はもとより職員からも信望が厚く、指導性にも大変すぐれておりますので、同氏を引き続きご信任をいただくものでございます。副市長として適任者であると信じておりますので、ぜひともご同意をいただきますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第70号 副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔副市長 渡辺 優君着席〕

議長（増田 清君） ただいま同意を得られました渡辺 優君よりあいさつをお願いいたし

ます。

副市長（渡辺 優君） ただいま選任同意をいただきまして、まことにありがとうございます。
した。

懸案の事項も大変多くございますけれども、常に副市長としての職務をしっかりと認識し、
また今後も大変厳しい財政運営ではありますが、誠心誠意、副市長の職務に服していきたい
と思っております。

また、行政執行につきましても適切に判断をして努めてまいります。皆様の引き続きのご
支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（増田 清君） ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 9 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 7 1 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定につい
てを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、ハリスの足湯の指定管理の件について議案の説明
を申し上げます。

議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

1 番として、指定管理者を指定する公の施設の名称、ハリスの足湯。

2 として、指定管理者となる団体の名称、足湯管理組合。この構成は 6 団体ということで、
下田市商店会連盟、協同組合下田クレジット、大横町通り商店会、下田中央商店街協同組
合、下田市商業協同組合、そして伊勢町奉仕会、この 6 団体で構成されております。なお、
事務局につきましては、下田商工会議所が務めております。

指定の期間につきましては、平成21年、来年の 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までという

ことで、5年間ということとなっております。

提案理由としましては、ハリスの足湯の管理運営を指定管理者に行わせるためということでございます。

議案の説明については以上ですけれども、若干内容についての説明をさせていただきたいと思っております。

まず、指定管理料につきましては、ゼロ円ということをお願いすることになっております。そもそもハリスの足湯については平成12年に設置され、その際に足湯管理組合が結成されまして、5年間一般の協定によって平成17年度まで管理をお願いしていたものです。18年度から指定管理者制度ということで引き続き足湯管理組合に指定管理をお願いしているということになっております。

今回については、3年間で20年度で終わりますので第2回目の指定ということで、公募によらない選定ということで、資料としましては次の平成20年12月定例市議会条例改正関係等説明資料の1ページから28ページまでがハリスの足湯の資料になっております。その最初の選定委員会の関係で何回か選定委員会の方々に協議をいただいて、現地等で私どもや、それから通りの会長さん、伊勢町の会長さんのご説明をいただきまして、何回となく協議をいただいた結果、審査結果としまして、総合得点が500点満点中345.2ということで合格点をいただいたわけでございます。幾つか評価、課題等をいただきまして、評価につきましては、やはり地元の施設として観光客の皆様や地元の方々に根づいているという評価はいただきました。ただ、課題としまして、指定管理料がゼロということもあるんですけれども、それぞれの先ほど申しました6団体から6万円ずつ負担金ということでいただいて、それが36万円です。それにプラス、タオルを100円で売っておりまして、その収入が大体5万円前後で推移しておりますけれども、そういうことで40万円から若干の繰越金を毎年残しております。大体50万円程度の費用で運営をされております。

支出につきましては、大きいものについては温泉使用料が毎月かかっておりまして、年間で大体17万円程度、それから施設清掃費ということで、基本的には毎週ボランティアということで皆さん通りの方々が交代でやっていただいているんですけれども、月1回程度シルバー人材センターをお願いしてしっかりとした清掃をやっていただいているということです。その清掃費についてが11万円ということです。隔年ぐらいになると思うんですが、タオルをやはり製作をして、それが1回当たり8万円程度かかっているということで、2年に1回ぐらいのタオルの製作を行っております。そういったところが主な支出になっておりまして、大

体50万円程度の範囲で運営をしていただいていると。

もう8年経過する施設ですので、老朽化も少し始まってきております。実際、まだ大きな修繕というのは余りないんですけれども、平成19年度3月、ことしの3月に巻き込み式のテント地のひさしのようなものがあるんですが、それが天候によって巻いたり伸ばしたりしているんですけれども、それが表面が汚れたり破けたりということで、それを取りかえております。それが11万円程度かかっておりますけれども、それが今までで一番大きな修繕といたしますか、支出でございます。その点については指定管理者との協定の中で3万円を目安に、3万円以内であれば指定管理者の修繕、それを超えるものであれば市のほうということで決めさせていただいてありまして、小修繕、例えば蛍光灯の取りかえとか、ちょっとしたものの取りかえについては指定管理者のほうでお願いしていると。一番大きいところが、今、ドアが片方外れていまして、今のところ、のれんでやっておるんですけれども、それでそれなりにのれんのほうがかえって評判がいいということで、今現状はそういう形でやっている。大体おおむねそういったところで現状お願いをしております。今後についてもそういうことで5年間はまたお願いしたいということを考えております。

それで、仮協定がこの選定委員会の決定に基づきまして11月26日に結ばせていただきました。

簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） ハリスの足湯の利用状況を考えますと、私も何回か見に行ったわけですが、利用しているのは、私が見に行った限りでは南高の女子生徒がかなり利用していました。現在は南高はないわけですよ、学校は。急激に落ち込むんじゃないかなと心配するものですから、過去5年間の利用状況の一時的なあれはどうであったのか。これから今後、増える要素があるのかなのか、その辺のところをお聞かせ願いたいんですが。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） ちょっと今、資料を手元に持っておりませんが、大体の数字ですが、大体年間9,000人から1万人ぐらいのところを推移しておりまして、若干減少傾向にあったんですが、平成19年度についてはかなり伸びたということで、残念ながら入場料とかとっていない施設なものですから、カウントは正式にはされていないということで、

近くの商店街の方の大体の推測ということですが、そういうことで19年度についてはかなり増えたというようなご報告をいただいております。ですから、20年度についてはそういった南高の生徒だとか、そういった減少の要素がありますので、ちょっとまだ不確定なんですけれども、大体昨年の前の今までの平均ぐらい、ちょっと19年度が大分増えたものですから、喜んでいただるところなんですけれども、そういった部分がもしかすると減少要素として見えてくるかもしれません。

ただ、18年度に大横町のところにミニですけれども、足湯ができたり、そういう足湯がそういう意味ではブームになっておりますので、お客様、特に土日はかなりの方々が利用していただいているということで、そういう評価は選定委員会の皆様にもいただいております。議長（増田 清君） ほかにございますか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 過去3年間の指定管理者期間の利用状況、人数及び費用の報告、これを見ると利用者のアンケート等が出ているので、その資料の提出を求めたいと思います。

それから、選定委員会の中の最後のほうに、先ほど課長が言いましたこれらの類似施設の中心的な役割を担い牽引しつつ、周辺施設との一体となった協働を図り、地域活性化の拠点としてさらなる有効活用を求めたいというようなのが出ていましたが、足湯組合のほうの計画ではその辺はどんなふうになっているのかお尋ねします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） まず1つはおわびをいたします。アンケートにつきましては、課題としておりましたけれども、残念ながらとっていないという状態です。今度の次回につきましては、選定委員会の中でも宿題として出されたわけですけれども、次回についてはしっかりやるようにということでご指摘は受けておりますので、大変申しわけないんですが、この3年間につきましてはアンケートはとっておりませんでした。

それから、今後の使い方についてですけれども、2点目のご質問についてですが、まずPRです。それから、案内看板等の設置が若干少ないということで、近くに来てわからないというようなことがあったり、周辺のやはり施設についても町中の看板がいろいろ手づくりのものがあったりとかということで、なかなか一体性としてお客様に見えないという、そういうご指摘もありました。そういうことで大横町通り、当然このメンバーの中といたしますが、管理組合の中に入っておりますので、大横町通りや伊勢町通り、それから駐車場を管理している商業協同組合さんとの中で、ここにも講評の中にもありますように周辺施設との一体と

いうことはまさにそのとおりでして、観光協会にも今パンフレットやそういったものを置いていただこうということで商工会議所の皆さんとも協議をして、有効活用を深めていきたいというふうに考えております。

3年間の経過ということですね、これは後ほどでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） じゃ、直ちにいたします。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時12分休憩

午後 1時48分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、3番 伊藤英雄君の質疑を続けます。

3番。

3番（伊藤英雄君） ハリスの足湯、いただきました。それで、この評価のところ、管理経費に対する評価、配点70点満点のうち53.7という点数がついているんですが、経費は、実際は全額この指定管理者のほうで見ていて、市としては管理経費がかかっていないわけなんですね。その点、ここで16.3ほど減点になっているわけです。全額指定管理者が見ているにもかかわらず管理経費に対して16.3点の減点というのはどういうところから来たのですか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今のご質問に対してですが、この採点については、選定委員会の皆様が点数をつけていただいたということで、点数の根拠そのものについては私もはっきり申し上げられないんですけども、想像からすれば、確かに市からは一銭も出ておりませんが、修繕だとか、そういったものについて管理経費、かかっている経費について市というよりも管理者が自主的に、ある意味この施設というのがもともと地域の要望からできたというふうに聞いておりますので、その辺で地域の取り組み方について若干減点要素があったのかなというようなところもあるかもしれません。

そういったところぐらいしか今ちょっとお答えできないんですが、実際、費用的には市からはゼロなので、満点になるのかわかりませんが、多分地域といいますか、指定管理者についての関係の取り組みについての評価を、ある程度一定の評価をされたのかなと、減点部分があったのかなというふうに感じております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 説明がいま一つよくわからないんですが、施設の建設費、その建設費の部分を管理費だということで、指定管理者に建設費までを求めるのはちょっと求め過ぎかなという気がしますけれども、そういうことでの減点ですかね。

最後に、繰越金が11万153円で17年度でスタートして、20年度では予算で9万6,000円で減っているんですが、この辺は指定管理者との話し合いとかというのはあるんですか。繰越金が例えば最終的になくなったときの赤字とかは、今後5年間指定管理を結ぶんだけれども、そのとき繰越金がなくなって赤字になったときは、当然指定管理者の責任でやりなさいよということでもよろしいですか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 基本的に赤字ということは想定されていないわけですが、繰越金については若干、20年度予算については9万6,000円ということで減っております。これは恐らくタオルの製作を、先ほど2年に1回と申しましたけれども、何年かに1回ということで減ったり増えたりというような形で、基本的な支出については、特に大きな施設清掃費と温泉使用料ですので、それ以外はそれほどの金額になっておりませんので、基本的に赤字ということはないと思います。

ただ、繰越金の高というのは今申しましたようにタオルの製作をしたときに翌年が減るといような、そういったことの原因だと思います。タオルをつくらない年については繰越金が若干増えるといような、そういったことになっておりまして、これがどんどん減っていくということではないと考えております。

議長（増田 清君） 3番、最後です。

3番（伊藤英雄君） そうはいうけれども、タオルがどこに出ているかという問題があるけれども、事業費だとすれば、当初5,229円、その後は18年度6万7,000円、19年度8万で2年に1回で大金が、先ほどの説明では2年に1回で8万ぐらいと言いましたかね。出ているといけれども、これを見る限りは19年度で8万出ているけれども、18年度でも6万7,000円出ているんですね。そのほか施設清掃費じゃない、水道でもない、温泉でもない、事務費の2万円、そう大きい金額じゃないですね。今の説明によるタオルの製作費が7万、8万、この3年のうち1回だけぽこっと出たというふうな決算にはなっていないんだよね。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 若干説明が悪かった部分もあるかもしれませんがおわびを申し上げます。

タオルの場合は売り上げとありますが、枚数によってつくったりつくらなかったりということなので、大体平均すると2年に1回とか3年に1回とかになるということは聞いております。ただ、今回この予算決算を見ますとつくらなかった年もあったりとか、17年度の決算については5,229円ですから、その前年につくったということでしょうかね。18年度につくられて、また19年度もつくられた、そういうふうを考えております。20年度についても一応予算の計上をしたということなのかなというふうを考えています。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） ですから、その辺はなくなり次第ということなので、はっきり何年に1回とか、毎年とかということにははっきり言えないということです。たまたま今回こういう形になっておりますが、その辺はあくまでお客様のタオルをどれだけ買っていただくかということで変動するということでご了解いただけたらと思います。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） たびたび申しわけありません。一応私どもがいただいている収支計画等を見ますと、事業費というのはタオル製作ということで、その辺については端数についても多少のことはありますけれども、この辺はそういう、私どももその部分は残念ながら、申しわけないんですが、正確にはとらえていませんが、基本的に事業費はタオル製作費ということで随時つくっていただいていると、そういう表現でご理解いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この契約は状況を見ますとそれなりに良好に管理がされているというのが資料からうかがえるわけではありますが、このたびの指定管理の期間を5年間にしているわけですね。これはやはり指定管理を受けるものとして5年間に有利であるかどうかといいますか、メリットがあるかどうかというのが一つの観点だろうと思うわけです。従来は3年できた、それを5年に変える理由とは、第1点はどういうことかということでもあります。

それで、昨年、19年度は屋根のほうの修理を11万ほどでしたと。これは耐用年数が15年だという計算で300万かけて15年、年間20万ずつの市のほうの償却をして300万だと、こういう想定をしているようですので、27年度までは現状、基本的に使用はそのままできるという考えだろうと思うんですけれども、今後3万を超えるような修理は可能性としてどういうもの

があるのかという点と、27年度まで全く手を触れなくてスムーズに管理ができるのかという点が2点目であります。

それから、今いただきました資料の7ページに見直しの方策というところがありまして、廃止、休止、縮小、外部委託、民営化などの方向というところの記載欄に、現状の管理体制では老朽化した場合、大規模な修繕や改築が難しいが、外枠、屋根等の取り外しや維持費の軽減策を検討し、さらには売却あるいは無償譲渡などの方法も考え、何とか維持したいと考えていると、こういう記載がありますが、この意味するところはどのようなことかという点を3点目としてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の沢登議員のご質問で、過去3年だったものが5年に変わった理由、それから今後の修繕、3万円を超えること、特に27年度が15年の耐用年数ということで、15年で27年度になりますので、その辺で修繕費がどうかということ、それから見直しの方策の中身についてという3点だと思います。

まず、5年に変える理由ですが、これはほかの施設も選定委員会の中でいろいろ議論されてきたと思います。特にこのハリスの足湯については、当初3年でまずは様子を見てみようということでしたので、それなりの評価がされたという感触を持っております。そういうことで、5年でもよいのではないかというようなことで5年に変えたということだと思っております。特にはっきりした計算式で出したわけではなくて、5年程度が適当ではないかということで、これは選定委員の皆様も賛同されたということだと考えております。

それから、修繕についてですが、確かに耐用年数というものはあるんですけども、これはあくまで税法上の基準とかそういったものでありますので、実際にどうなるかというのは、例えば台風とか風水害とか、そういったものによって修繕そのものは発生する可能性があると考えています。確かに建物として、施設として決して丈夫にできていると思いませんので、周囲もラティスという割と簡易的なものでできております。それから、屋根については屋根がなくて先ほど言いましたように巻き込み式のテント地のシートになっておりますので、その辺については今後、テントについては最近取りかえたばかりですので当分大丈夫だと思いますが、周囲の汚れや色があせたりすることも考えられますので、その辺についてはそのときの様子で一応3万円以上については市が見るということになっておりますけれども、一応協議をして決めていくという形で考えております。ですから、27年度まで大きな修繕がない

というようなことはこちらからまだ言えないということでご理解願います。

それから、見直しの方策について、いろいろ私どもも意見がありまして、極端な極論ですと、古くなったらもう廃止しようとかということもあったんですが、やはり地域に根差してきた施設ということで、それではまずいだらうということも指定管理者ともお話をして、ただやはりお金が市から一銭も出ていないというような状況ですので、老朽化した場合、大きな修繕がなかなか難しいというのはこれは事実だと思っています。そういう場合、どう考えるかということですが、これは指定管理者との協議の中で、可能であれば耐用年数が過ぎた場合に引き取っていただくとか、そういったことも可能かなというふうには考えておりますが、まだ具体的にそこまでは話し合いをしておりません。ただ、あくまでこちらの考えとして、市民と行政との役割分担の中で耐用年数までは行政が責任を持って、それを過ぎたらある程度市民の方のほうにも協力いただけないだらうかというようなところで出てきた案でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） わかりましたけれども、3点目の点であります、27年までの耐用年数ですから5年間という残り、この5年間が終わりますとあと2年間しかないということに計算上なるんじゃないかと思うんですけれども、その2年間の間にこういう方向でということになりますと、今の土地は駐車場管理組合が所有だらうと思うんですが、その上物を今の管理組合ないし、今の管理組合の一部の方々に無償提供をすると、そういう方向を考えているということでしょうか。あるいはそういう人たちに買ってもらう、買えと、300万がかかっているんだからその部分で買えというような、そういうことを想定しているのでしょうか。やはり市の施設として管理をしていくという姿勢が必要ではないかと。管理してもらうのは指定管理者にしてもらうにしても、そのところをやはりきっちり姿勢を確立していただきたいと、こういう思いがあるものですから、その質問をしているわけであります。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の見直しの関係についてですが、当然、行政がやっていていただきたいというのはその指定管理者とのお話しの中でも出てはおります。ただ、耐用年数になった場合、どういうふうな建物になってくるかというか、状況になってくるかわからないということで、これはこのときを迎えないとわからないというのが正直なところなんですけれども、基本的に耐用年数を過ぎてしまって、そういった施設について果たして有償

で入れるのかと考えるとちょっと難しいかなというところは正直なところでは。

今後のことにつきましては、5年たつ段階で協議していくしかないのかなと。指定管理者のほうと協議をして方向性を決めていくと。どうしても無償で指定管理者側のほうが無理だよということであれば行政も考えていかなければならないなというふうに考えております。

議長（増田 清君） 1番、最後です。

1番（沢登英信君） 要望をして終わりたいと思います。

何とか足湯を維持したいというこの見解は評価させていただきたいと思いますが、この方法については問題がありと私は思いますので、そういう方法でない形で、ぜひとも市が責任を持つという柱を1本立てていただけたらと思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 1点、後から出た資料で評価調書の中の3ページ、やはりその足湯の維持管理決算書の18年度決算、3万6,000円の負担金となっておりますが、これによろしいでしょうか。ミスプリでしょうか。

平成18年度決算のところ負担金が3万6,000円となっておりますが、これによろしいでしょうか。ミスプリでしょうか。

議長（増田 清君） 観光交流課長、答弁をお願いします。

観光交流課長（山田吉利君） 失礼いたしました。私も気づかなくて申しわけありません。

これは36万円でカンマが1つずれております。36万円でございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） そこで要望を兼ねてちょっと苦言を呈しておきます。

最近、ちょっと予算書等々の議案の中でも差しかえ等が大変多いように思いますので、こういう大切な検討する材料の文言なり、数字が違うなんていうのは基本的にちょっと少し緩みがあるんじゃないかと。緊張感のあるそういう書類をご提示をいただきますように、全般にお願いをいたしておきます。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。
ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 7分休憩

午後 2時 17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定
についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定
についてをご説明いたします。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開きください。

議案の題名は下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定させていただ
くものです。

1番の指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市総合福祉会館でございます。

2番の指定管理者となるものの団体の名称は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会ござ
います。

3の指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

提案の理由は、下田市総合福祉会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

平成20年11月7日付の下田市公の施設の指定管理者選定委員会の答申に基づいた提案とな
っています。社会福祉協議会、平成16年4月1日から来年の3月31日までの5年間を指定管
理しておりますもので、2回目の指定ということになります。

それでは、説明資料のほうをお開き願えますか。29ページになります。

下田市公の施設の指定管理者選定委員会の選定結果の表がついてございます。対象施設は
下田市総合福祉会館。募集期間ですが、平成20年9月3日、この日に下田市のホームページ
に公表いたしました。申請書の提出期限は平成20年9月30日。選定の方法は公募による選定

となっています。これは下田市公共施設利用推進協議会のほうに諮問しまして、その答申の結果で公募ということに決まりました。公募したところ、申請者は社会福祉法人下田市社会福祉協議会と社会福祉法人春栄会の2団体がありました。

選定結果ですが、下の表があります。審査結果をご覧ください。審査項目は9項目になっています。1番目は事業の遂行能力、それと2番目が管理運営の基本項目、3番目、施設管理、経営管理計画、4番目、維持管理計画、5番目、在宅高齢者及び心身障害者にかかわる保健福祉業務、6番目、自主事業計画、7番目、収支計画、8番目、その他で9番目が管理経費に対する評価です。以上9項目、500点満点で審査をしていただきました。その結果として第1順位として358.1点で下田市社会福祉協議会、第2順位として338.2点で春栄会という審査結果となっています。ちなみに指定管理料の提案ですが、社協が400万円、春栄会がゼロ円でした。

指定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まで、5年間です。

審査委員会のほうの審査の要領はここに書いてあるとおりです。こういうことで審査をしたという報告を受けています。

次の、31ページを開いていただけますか。

申請団体ごとの講評となっております。この中で社会福祉協議会が選ばれたというのは、地域福祉を担ってきたというそういう実績が評価されたというふうにこの内容で判断しています。細かくは、すみません、そちらの講評のほうを読んでください。

それでは、すみません、32ページのほうを開いてくれますか。

下田市総合福祉会館の管理に関する仮協定となっています。平成20年11月25日に第1順位者である社会福祉協議会と仮協定を締結いたしました。今回、これで議決ご同意をいただければ本協定に移行します。

協定書の内容ですけれども、先ほどハリスの足湯のほうを見てもらったと思うんですが、違うところといいますと、第2条の指定管理者の意義です。第12条の利用に関する許可の基準、老人施設なもので65歳以上という言葉がここに入ってくるようになります。第40条の指定取り消し等で一般の法人と違いますもので、社会福祉法人に合った規定とさせてもらっています。

43ページのほうを開いてくれますか。

ここからが協定書の仕様書となっています。基本的な仕様のほかに指定管理者が締結すべき保険、文書管理上の留意事項、個人情報の取り扱い特記事項、リスクと分担、施設の改修

及び修繕の実施及び費用負担区分が定めてあります。施設の改修及び修繕等の実施及び費用負担区分、指定管理者が行う小破修理、先ほどハリスの足湯は3万でしたけれども、これから出てくる3施設は30万ということとなっております。

細かい平成21年度以降につきましては、今回の提案に基づいて各年度の金額及び支払い方法の年度協定というのを結ばせてもらうようになります。

以上で議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 前回の指定管理のときはライバルがいなかったといいますが、社協しかなかったので社協でそのままやったんですが、前は山の家がやはり栄協メンテナンスさんと振興公社の公募によるということでやって、そのときに事業計画をたしか出してもらった記憶があるんですね。やはり競争でお互いにどっちがいいかという判断をしたときに、両者がどんな事業計画をこの施設を使ってやるかというのは非常に重要な判断基準なので、この社協と春栄会さんの事業計画書、提案書を出してもらうわけにはいきませんか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 前回も、私はあれじゃなかったもので議事録は読ませていただいて、その経過は承知はしていますけれども、いろいろな事業が秘密の事項だということで、何か結構塗りつぶして出したようなふうなことを書いてあったんですけども、その辺よろしいんでしょうかね。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 2時26分休憩

午後 2時37分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き3番 伊藤英雄君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） それぞれの提案項目につきまして、一応提案者のほうの意向

を確認しまして、委員会のほうには出せるものは出したいと思います。よろしく願います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） やはり事業でどんな事業をやるか、大まかな大項目程度は必要最小限この指定管理契約が適正であったのか、適正でないのかという判断のために必要な資料なのでお願いしたい。人数を見ていると毎年のように利用者が減っているんですね。この辺については真剣に社協さんに考えていただかなければならないということです。

もう1点、質問のほうは委託料400万円が出てきているんですが、指定管理者である社協に対する補助金を出しているんですが、補助金が減額になっている。その減額と委託料、実際のデイサービスの売上高というのはここには出てきていないんですが、それなりの利益を上げているんじゃないかと思うんだけど、そこのところの補助金との関係があるのかなのか。

それから、400万円というのが3年間丸きり一緒だったんだけど、実際はこれだけ利用者が減っているんだから売り上げも減っているんだけど、利用者が増になる、売り上げが増になっていくというときに、この指定管理料というのは毎年決めるという話だけでも、その関係はどうなるのか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 社協の運営費補助につきましては、職員3人分の2分の1というふうなルールになっております。使用料ですね、あそこの施設は基本無料です。65歳未満の人が別に会議室等を使った場合、1,000円、そういうふうになっていますから、実際は19年度はたしか1人もなかったような気がします。ですから、あそこの利用料についてはほとんど影響はしていません。それで、今、デイサービスのほうのもうけを2階の老人福祉センターのほうへ突っ込んでいるような雰囲気です。実際は平成20年の計画は400万円の指定管理料をもらって、自主財源が223万8,000円という計画になっています。ですから、400万円では足りないのではないかというふうには思っています。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） デイサービスのほうは介護保険を含めて収入が当然あるわけですね。これだけ利用者数が減っているんだから当然収入も減っているんだろうと。ここで指定管理料については年度協定、これは毎年変わることを意味しているんじゃないかと思うんだけど、そうだとすると、この指定管理料が幾らになるかというのはそう大きな意味を持たな

いということになるんだけれども、つまり提案の中で、例えば無料だよと。だけれども、実際には年度協定で毎年、実績等を踏まえて変えるということになると、提案時における指定管理料が幾らになるかというのは余り大きな意味がないという論理になってくると思うんだけれども、それはそういう論理でいいのか。つまり毎年変わるということの意味。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 平成16年度は450万円でした。それから、ずっとあと4年間は400万。今回の提案で平成21年度は400万円、今、温泉がありますね。温泉はただで入れていますけれども、社協としたらあそこを50円取りたいみたいな雰囲気です。それが取れるようになれば350万というような提案になっています。福祉事務所としては、あそこをなるべく無料でやって多くの人に来てもらいたいもので、有料にしたいくはないんですが、一応提案のほうでは使用料を取ってくださいというような提案になっていました。ですから、指定管理料は400万、足りない分は1階のデイサービスのほうのある程度のもうけがあるので、そちらのほうから埋めていくというような計画です。

議長（増田 清君） 3番、最後です。

3番（伊藤英雄君） いま一つ理解しにくいんだけれども、指定管理期間は5年間ですと。そのときの指定管理料の提案というのは、5年間じゃありませんと。つまり年度協定で毎年変わるからと。収入の実態によって。それだとすると、実質的に指定管理料というのは決まらないということかね。つまり5年間契約しているけれども、指定管理料だけは毎年変わりますという理解でいいの。その何か非常におかしいと思うんだけれども、それはそのとおりなんですか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 基本的には今回の提案に基づいてやるのが本当だというふうに思っています。ですから400万、22年度からあと4年間は350万、ですけれども、その中には先ほど言ったように、温泉に入る人間から使用料を取ってくださいという条例改正を要求されているわけですね。ですから、それは私としては賛成できないなという気はしているんです。ですから、それがなければずっと400万でいくというふうに思っています。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 下田市の総合福祉会館の社会福祉法人下田市社会福祉協議会と下田市との関係はどういう関係にあるのかという点の理解をお尋ねをしたい。

それから、社会福祉法人春栄会というのは、本部というのでしょうか、事務所等はどこにお持ちで、どういう活動をされている団体なのかという点をお尋ねをまずしたいと思います。

私の理解ですと、社会福祉法人下田市社会福祉協議会は、下田市内のそれぞれの社会福祉にかかわる団体が加入し、しかも赤十字等の寄附金等も受けて、市とも特別な関係にある団体であると、こういうぐあいに理解をしています。そういう理解で違うのかと。そして、それに対するこの社会福祉法人春栄会というのはどういう団体でしょうかというのが第1点目の質問でございます。

第2点目は、選定結果の資料の31ページであります。春栄会の個別講評の中に指定管理料ゼロという財政負担の軽減も提案され、市民サービスの向上に寄与する提案となっている。それぞれの収益を上げなくては運営ができないわけですから、ゼロという提案をすることについては、そのほかのところでも当然収益を上げると、こういう計画になっているんだろうと思うわけです。そうしますと、考えられますのはデイサービスあるいは給食サービス等を新たにやるのかと、こういうことが想定されるわけですがけれども、どういう内容でこの指定管理料がゼロで、ほかの部分の事業で収益を幾ら上げるという、そういう計画になっていたのかと。それらのことが社会福祉協議会では具体的にはどう検討されていたのか、いないのかと。社会福祉協議会ではそういう事業ができないのかという点が第2点目の質問であります。

したがって、これには当然、両団体の事業計画等が提示されなくては判断のしようがないということになりますし、この施設管理の選定委員会の皆さんの選定が正しかったどうかの検討というんでしょうか、検証ができないのではないかと、こういうぐあいに思うわけであり。それで、そういう資料がない中でさらにここに評点がされていますので、特に大きな違いというのは維持管理計画の部分であろうかと思えます。評点が大きく食い違っているところは。それから、評点の大きく食い違っている部分は、どういう差があったのかという点でそういう差が出たのかということをもう少し詳しくご答弁をいただきたいと思えます。

それで、結論的に申せば、これが指定管理の選定をすべきものなのかと。指定管理という制度はあるわけですからこれにのせなければなりませんけれども、公募というような形ではなくて、下田市と社会福祉協議会との特殊な関係から判断をすれば、当然、市が援助し育てていかなければならない団体の1つであるわけですから、そこに事務所も置いてもらっていると、こういう経緯からいえば、公募に当たらない対象ではないかと、そういうぐあいに思うわけ。そこら辺の検討は、どういうぐあいにされたのか。5年前の初回が指定管理にな

ったから同じ形でやられたということではなくて、この施設の持っている性格からして、私は公募というのがふさわしくないというぐあいに考えるものですから、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 社会福祉協議会は私たちの福祉事務所行政に必要なものだと思っています。切っても切り離せない仕事の関係があります。

それで、春栄会、一応事務所が東本郷二丁目6番2号です。今の内容は、通所介護事業及び介護予防通所介護事業、それをやりますということになっております。社会福祉法人には間違いはない。ですから、社協のほうは地域福祉をやりますということです。

公募する、しないの話です。この指定管理制度ができたのは平成15年9月からの施行です。それまでは認められていた公の団体等に全般的な運営管理を任せることが禁止されたわけですので、3年以内に直営にするか、指定管理制度に移行するか、これを決めなさいということ。それで、平成15年9月に施行されて、平成16年3月に皆さんにお諮りして、全国的に早い段階で指定管理制度を総合福祉会館は導入したわけですから。それで、そのときは単独条例、今は手続条例がありますけれども、そのときは単独条例で単独で条例をつくりました。それで、一応公募という格好をとらせてもらいました。当時の社会福祉法人には、今みたいにインターネットではなくて個別の通知で応募を求めたのですが、社協しか応募がなかったということで、格好としては公募ですが単独でやったような感じです。

その後、残った施設をやらなければならないということで手続条例ができたわけですから。手続条例をつくるに当たって、5条の中に公募しなくてもいいという条例になったんですけれども、それで今回5年たって公の公共施設利用推進協議会、そこで判断してもらうようなシステムになっておりますので、施設の概要とか、現地視察とかにはつき合いました。それで、委員会が要するに公募しない理由に当たらないという判断をしたということだと思います。それで、答申がありまして、公募ということで答申がありました。ですから、システムとして公募ということになりましたので、そのような手続をしました。ですから、5年後に利用推進協議会が公募というふうな判断をするかどうか、それはちょっとわかりません。その段階で特に決まったあれはないですから、そのときのあれによっては公募でない方法を選ぶことも可能かというふうな判断をしています。とりあえず今年度につきましては、公募という判断をいただきましたので、そのような手続をしました。

そんなところでよろしいですか。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございます。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） その他事業の中で、その他の自主事業の中で上げるような計画になっておりました。

また、委員会までに発表していかどうか確認をして……

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） それは申しわけない。審査に立ち合わせてもらえない、結果も教えてもらえない状況にありましたので、どういうふうな審査をされたのか、ちょっと申しわけないけれども、わかりません。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 公募による方法が妥当だということを公共施設の利用審議会がそういう答申をしたということであれば、一つその答申書を提出いただきたい。いつ時点でどういう形でそういう結論を出されたのか、内容を知りたいというぐあいに思います。

審査委員と審査の内容について、結果だけで内容を理解しないということになりますと、審査委員の皆さんにここに来て説明を願うしかない結論になると思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、1点目の公共施設利用推進協議会の答申につきまして、ただいま担当課のほうからご説明したとおり、答申の内容によって、下田市の総合福祉会館については指定管理の募集方法は公募ということでの答申を受けて、それを受けて市としては今後、公募でいくのか、いかないのかということは正式に政策決定をいたしまして、公募によるものということでの政策決定に基づいて今回公募でやらせていただいたということでございます。

要は、何で公募かということなんですが、それはいろいろケース・バイ・ケースで、その事業によってはいろいろ考え方はあろうと思います。しかしながら、議員ご承知のとおり今、福祉事務所長のほうからお話ございましたとおり今回、この指定管理者制度というものは、特に福祉会館については本来、指定管理の手続条例ができる以前に既に社会福祉協議会の管理運営条例の中でうたわれているわけですね。指定管理で行うべきだという規定がまずなされている。したがって、当然、指定管理を導入しなければならない。原則論といたしまして、指定管理制度の導入というのは、原則論はあくまでも公募というふうに我々は理解を

しております。しかしながら、その手続条例の中で特に必要がある場合には公募によらないことができるという一つの規定の成り立ちだというふうに私ども理解しておりますので、基本的には公募が原則であろうけれども、事業の内容また立地状況等によっては、場合によっては公募がなじまないという判断をした場合には公募によらないものというふうに理解しております。

そういった意味で、社会福祉法人であれば、基本的には条例上は指定管理が受けることができることになっておりますので、そういった意味ではほかの社会福祉法人も交えた中での公募でもやむを得ないだろう、やむを得ないというか、それが妥当であろうというふうに公共施設利用推進協議会のほうとしては判断したというふうに理解しているところでございます。

それから、もう1点目の評価の内容について具体的に説明せよということであります。申しわけございませんが、議案の内容の説明資料の中に評価調書の写しがついていると思います。その中で、また逆に言いますと、説明資料の裏面にそういった意味では総合的な評価の説明がなされていると思います。その中で個別評価、講評、その中で理解をしていただければというふうに考えております。

端的に言いまして、今回の評価の方法、配点によって当然評価の結論が出るわけですが、ご覧のとおり資料29ページにございますけれども、配点では全体で500点満点ということになっております。前回、いわゆる一つの基本ベースといたしまして、中間点としては300点というものを前回までは想定したところでございます。しかしながら、今回はもう3年という実績を踏まえた上で、すべての項目にも及ぶわけでございますけれども、その経緯を踏まえた上で300点をさらに上乘せして、たしか325点だったと思いますが、中間点をそのようなところで設置いたしまして、そして評価をさせていただいているというところでございます。個別の内容につきましては、審査項目でそれぞれ点数の差が出ておりますが、それは次ページの個別講評の中でご判断をいただければというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 下田市の社会福祉協議会の組織形態からいって、下田市にある社会福祉団体は一応呼びかけるなり、組織するなりということは当然かと思うわけです。そういうことであれば、東本郷にある春栄会というこの社会福祉法人も当然下田市の社会福祉協議会の一員であると、こういうぐあいに理解をするわけですがけれども、この理解は間違っている

のかどうなのかという点が1点であります。

それから、中間団体の評価の中で指定管理料がゼロ円であると、こういうぐあいにやっていますので、このゼロ円の評価は1から9のどこの評価になるのか。その点数が幾つになっているのか。具体的には個々のものを言えというわけではなくて、ここに評点が出ているわけですから、比較してこっちのほうが上、こっちのほうが下という評点が出ているわけですから、それらの評価がどういうぐあいに行われたのかという検証ができなくては判断のしようがないと思うわけですが、この資料で何をどう判断しろと求めているのか、再度お尋ねしたい。具体的に言えば、この指定管理料のゼロというのはどこに入って、どう評価しているのか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） ですから、今申し上げたとおり29ページの審査の結果表がございませぬ。審査項目の中に、まさしく今、例えばの話をおっしゃいましたけれども、管理経費に対する評価はどこに入っているのかということになりますと、審査項目の9の管理経費に対する評価、配点40点に対してこの表でいけば社会福祉協議会は22.7であり、また春栄会ゼロ円のほうは34.7と大幅にそれは点数の差が出ているところでございませぬ。

以上でございます。

1番（沢登英信君） そのほかの3はそういう説明ができないの、わからないの。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけないんですけれども、具体的な数値の比較、今おっしゃったように管理経費とか明確に数値の比較ができるものについては言葉で言いあらわせますが、例えばの話が、管理運営の基本コンセプトとか、そういったものになりますと一言で表現はできない状態になるわけですね。ですから、そういった意味では、この講評の中でその辺はご理解をいただければというふうに申し上げたところでございませぬ。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 社会福祉協議会は地域の福祉をやるためにそういう事業者とか多くの団体の参加を求めているわけですから、50%以上参加させなさいという規定はございませぬ。全員参加しろということではありませぬ。50%以上を目指せというふうな規定になっています。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） そこは確認しないと、そうは思いますけれども。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） この社会福祉法人下田社会福祉協議会、これの個別評価をちょっと見ますと、この中に既得権や既成概念の枠を破れない印象も受け、この点について評価を下げたと。また、さらに施設の清掃や維持管理の不十分な部分が見られたと。そういう指摘もあるんですが、この施設の維持管理の仕様書というのを見ると、例えば清掃業務は日常の清掃、これは毎日、定期清掃は清掃、ワックス塗布、毎月 1 回以上、ワックスの剥離、塗布は年 1 回以上とか、場合によっては日常清掃が毎日と便所や洗面所、湯沸かし室、ごみ箱、灰皿、照明器具、壁その他、定期的に毎月または 1 回以上実施しろと。屋外については随時やると。窓ガラスについては年 1 回以上。ごみについては必要に応じ適当にやれと。そのほか作業日誌の作成や作業報告書による報告や異常や破損の発見時の届け出、これはあったら毎日しなさいという非常に細かい指摘があるんですが、管理仕様書に沿って細かい規定があるんですけども、この管理仕様書に沿って監査といいますか、こういうものはやっていますか。その点をちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） これは今回提出させていただいた基本協定案でございます。先ほど言いましたように平成16年3月で4月1日、このときには基本協定を締結してございません。ですから年度協定だけでいっていますからこういう細かい規定はないんです。それで、指摘されたのは、入ってわかると思いますけれども、じゅうたんが汚い、清掃してもあれは無理だという。あと、カーテンが汚い。ですから、その当時の協定だと20万までが小破修理ということで向こうがやることになっておるんですけれども、カーテンはちょっとそういう金額ではできない。ですから、それはうちのほうに責任があるのかなという気はしています。ですから、来年度の予算にはカーペットの代金と修繕費と、その辺を要求したいと思っています。

議長（増田 清君） 9 番。

9 番（増田榮策君） やはり一度指定しますと既成的に親方日の丸、どちらかといえば、悪い言い方をすれば丸投げのような形になってしまいますよね。これは本当に指定管理者の一種の欠陥なんですよ。はっきり言うとその点が。要するにいかに指定管理者にお尻をたたいて努力をしてもらうか、またこちらの意図している管理に沿って運営してもらっているかということが、私は一番この指定管理者の重要な案件ではないのかなと思うんですが、その点

については、例えば建物の屋根の傷みとかといを見た限りでは相当あれですよ。これを指定管理者から今まで修理状況とか何かの要望とか、そういうものは出ていますかね。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 屋根は大幅な修理をしてくれということは今までなかったように聞いています。ただ、雨漏りがした、それを応急的に直してくれという要求はあったようです。それはすぐに直したんですけれども、そんなところですよ。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 細かいことは委員会で聞くとして、要は、一度入った管理者の管理監督の体制をしっかりと当局が把握していかないと、一度管理したから一から十までうまくやってくれるんだと、こういうのでは僕は後で必ず禍根を残す問題になると思うので、ぜひその点をしっかりとした体制を組んでいただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを説明いたします。

議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

1としまして、指定管理者を指定する公の施設の名称、加増野ポーレポーレでございます。

2と目としまして、指定管理者となる団体の名称は加増野区でございます。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

提案理由につきましては、加増野ポーレポーレの管理運営を指定管理者に行わせるため

ございます。

説明資料の63ページをお願いいたします。

指定管理者選定委員会の選定結果についてでございます。対象施設はポーレポーレ、募集期間は募集の要項公表が平成20年9月3日。提出期限が平成20年9月30日。選定方法としては公募による選定。申請者につきましては、加増野区だけでございます。選定結果の得点ですが、総合得点で377.6点をっております。

説明資料の基本協定は65ページから75ページにあります。指定管理料につきましては、無料でございます。指定管理料に関する仕様書につきましては、77ページから95ページに記載されております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） この加増野ポーレポーレの今までの実績は、かなりの体験施設としては評価を受けているんですが、ここに講評というのがございますから、この中を見ますとやはり加増野区民の高齢化、これが急速に進んでいるのが否めないのではないのかなと。そういった意味で、この施設も何年続くかちょっと危惧するところがあるんですが、私はこのそばの体験施設というのは、県道からずっと中に入っているものですから、非常にわかりにくいという指摘をほかの人からされたことがあります。たまたまよその方がそば打ち体験をして、よくそばを持ってきていただくんですが、あの加増野の施設の入り口のほうに売店でもあって、そばとか体験したもののそういうものの即売所があれば、相当な売り上げになるんじゃないのかなと、こういうふうなことがあるんですが、その点もう少し工夫が必要ではないのかなという気がするんですが、その辺は市として管理者とも今後のあり方について話し合うようなことはないのでしょうか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 入り口に売店ということですがけれども、土地の問題とかいろいろありますもので、管理者とまた相談してやりたいと思います。

あと、見づらいというか、わかりにくいということもありますけれども、管理者のほうで大きい看板を検討したいということがありますもので、またうちのほうも相談に乗りたいと思っています。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 予算的なこともあるでしょうが、例えば提案はいろいろあると思うんです。例えばおふくろ売店とか、あずさ山の家近くにある気まぐれ売店とか、ほかの施設で例えば年越しそばを売ってもらうとか、そういったようなことをやれば僕は相当な売り上げにつながるんじゃないかなと思うんですが、そういう支援体制も高齢者の加増野地区に任せるんじゃなくて、支援体制も含めた抜本的なことを考えていかないと、必ず私は将来、この施設がもうできなくなって返上するということになりかねないような気がするので、ぜひその点を前向きに考えていただきたいなと思います。

以上。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時15分休憩

午後 3時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第5号及び報第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定について議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 議第74号 あずさ山の家指定管理者の選定について説明をいたします。

議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

1としまして、指定管理者を指定する公の施設の名称、あずさ山の家でございます。

2 としまして、指定管理者となる団体の名称、株式会社栄協メンテナンスでございます。

3 としまして、指定期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、あずさ山の家管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

説明資料の97ページをお願いいたします。

指定管理者選定委員会の選定結果についてでございます。対象施設はあずさ山の家。募集期間は、募集要項公表が平成20年9月3日。提出期限が平成20年9月30日。選定方法につきましては、公募による選定でございます。申請者につきましては、株式会社栄協メンテナンス1社でございます。得点につきましては、総合得点が358.5点です。

基本協定につきましては、99ページから109ページに記載されておまして、指定管理料は無料となっております。

指定管理業務に関する仕様書は、110ページより131ページに記載されております。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 第1点目ではありますが、21年4月1日から26年3月31日までの5年間とした理由は何か。当初の契約はたしか3年間であったかと思うわけでありまして、この3年の間に収益を上げると、こういう計画で自主事業をするという計画だったかと思うわけですが、資料の4ページを見ますと、18年度につきましては4,900万、約5,000万の支出に対しまして収入は1,200万、当然赤字になっていようかと思えます。19年度も同様に1,000万から先の赤字だと。20年度につきましては、自主事業で今まで2,000万程度であったものが1億2,500万の収入になると。5倍、6倍の収入になるという20年度予算になっているわけです。こんなに収益の上げられる理由は何だと。この計画そのものが成り立たない計画ではないかと。同様に赤字を出さず実態になっているのではないかと、そういうぐあいに推測できるわけです。今後5年間で当初出したような形での収益が上げられるのか。これはほとんど1,000万から先は毎年、指定管理者が赤字を出していく、そういう状況を承知で何で当局はここに指定をするのが妥当と判断をするのかという点が2点目であります。

そして、3点目につきましては、この農村体験施設が条例に基づく施設の利用がされてい

るのかと。単に安い宿泊施設という形の運用であってはいけないと思うわけです。この地域の活性化に寄与し、農村体験、都会との交流を進める、こういう観点が必要かと思いますが、そういう点では地元の団体、子供会とかいろいろな団体があるかと思いますが、そういう団体がどう利用してくれているかということも重要なポイントであると思うわけです。8ページの資料を見ますと、2点目に住民の福祉の向上に対しどのように寄与しているかと。サテライトデイサービスとして年間372人の地域住民が利用している、こういう記載がありますが、この内容は具体的に何か。これ以外にはないのかと。記載がないからこれ以外はないというぐあいに判断をしますけれども、そういう意味では、ここに青少年海の家等の比較がされていますが、この利用の形態は当時の青少年海の家とは内容が違うんじゃないかと。ここに指定管理したことによって、本来の目的以外の利用にポイントが変わっているというぐあいに思われるわけでありますが、こういう点についてはどう理解をされているのかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、5年間とした理由ですけれども、これは主に管理計画とか、いろいろ収益的な事業の計画を立てやすいということで3年間から5年間にしております。それと、収益ですが、確かに毎年赤字になっております。これも選定委員会の中でご指摘を受けたことでございます。その対処としましては、会社全体として対処するということではございました。

それと、農村体験ですが、確かに利用する方はいないようでございます。といいますのも、とりあえずこの農村体験というものはメニューとしては存在いたしております。ただ、それを利用したいという申し出がなかったということではございます。

それと、地元の団体の活用でございますが、子供会等、消防団の方々、そういった人たちが工作館を利用しているということではございます。

平成18年度の総利用人数が1万3,993人でございます。それと、19年度が3万3,110人でございます。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（増田徳二君） 団体としてはとらえていないんですけれども、人数で。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（増田徳二君） それはあります。それ以外ですと、狩足窯を使った人数でありますとか、そういうのはわかりますけれども。工作館の利用については人数把握はされて

おりません。

この20年度の事業計画等は当初の計画がそのままのっかっておりまして、今の流れからいくと、こういう収入にはならないものと思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今の答弁ですと、20年度も同様に金額は定かではありませんけれども、赤字になるであろうと、こういう想定でよろしいかと思うわけです。そうしますと、この団体が出してきた当初の事業計画と大分違うわけですね。こういう誤差をそのまま見過ごして、赤字続きの団体に任せていいのかという心配はどういうわけで全くしないんでしょうかね。ほかのところから提供してくるからいいんだということであれば、そのほかのところとはどこからどういう金をここに投入するのか。市の施設ですのでそこら辺のことはきっちりと見きわめていかなければならないんじゃないかと思うわけです。ゼロであればいいというようなことではなくて、健全経営、健全委託、指定を受けられる団体なのかどうなのかという検討は十分必要かと思うんですけれども、そのあたりは当局としてどう認識されているのかお尋ねをしたいと思います。しかもそういうところに5年間という長い期間の指定を与えらるというのはいかがなものかと。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 先ほども説明いたしましたけれども、確かに現在、20年度は現在、去年度より170万ぐらいだと思いましたが、収益は上がっています。ただ170万円ぐらいだと1,000万円にはほど遠いわけですが、それだけ努力をしているということだと思います。

あと、確かに健全契約ということでありまして、私たちとしてはそういった努力を認めたということでございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今回、あずさ山の家のお募に応募したのが1社だけというふうに聞きました。どのような事情で1社だけになったのか。その1つの例として、公募募集期間、募集要項の公表が9月3日で提出期限締切が9月30日となっていますが、ちょっと期間が短すぎるんじゃないかというふうな、この期間で広報して周知してやろうというところが、1カ月もないところに数字をまとめて事業計画を出すというふうなことが、果たしてこの期間が適当なのかどうなのかということも含めて、まず、なぜ今回は募集が1社だけであったのかということのご説明なり、見解なりをまずお聞かせいただきたい。

これまで資料の中でも事業報告と、あと事業計画、これは協定書に載っている、すべきことというふうな契約内容としてあるんですけども、事業計画がどのようなものか、まずもう一回見せていただきたいというのが判断する上でどうしても必要なことだと思います。特にこの3年間、私は今年で3年目なんですけれども、どうもあずさ山の家に行く方向がどっちに行っているのか、当初我々、3年前にも指定管理制度の審議をしたんですけども、その時点においては、これはしないというふうに言われたことがどんどんなされている。特に最近、カラーのチラシで新年会の案内みたいなものが1人四千幾らとかどうのこうので派手派手しいのが回ってきたんですが、これは全く旅館、ホテルが年末年始にやる新年会の案内と同じようなものが新聞チラシ折り込みに入ってきてまして、こういうふうなことまでやっていくのか。僕らが3年前審議したときには、あの建物での調理した形での飲食の提供はしませんと。それは外部から取り寄せたものは提供しますけれども、内部では飲食の提供は、調理した提供はしませんというふうなことでやったはずなんですけど、いつの間にかそういう内容がどんどん変わっていつている。それはさまざまな施設、錬成館とか等々、水の販売等々の中でも当初の我々が審議したときと少しずつ内容が変わってきて、これから先、あずさ山の家が当初の山の家施設の、農村体験宿舎というふうな公の施設としての都市と地方の交流、農業体験みたいな、そういうふうな当初の山の家施設の目的とどんどん離れたところに行くのではないかというふうな、そういう疑念も多分に感じる場所がありますけれども、この辺のところの見解を当局としてはどういうふうに思っているのかお聞きします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、募集期間につきましては、5年間の計画を立てるということに関しましてですから、短いといえば短いのかもかもしれませんが、通常インターネット等でやっていますものですから、約1カ月で計画をした次第でございます。

それと、公募がなぜ1社かというのと、わかりませんが、大きいのはゼロ円、無料ということが響いているのかなという感じはします。それとあと、アンケート等を見ますと施設がきれいであるとか、そういったいろいろなことが書かれています。これはインターネット上でも出ていまして、そういった施設の管理とか、そういった面に関してもよかったのではないかと考えております。

それと、事業計画が当初からずれているというのは、これはいろいろ、18年度より事業をやっていただきまして、そのアンケートとか、そういった要望をかなえていくという、そういった中で計画がある程度はずれていったのではないかと考えております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、3年前の当初の契約するときの事業計画とはずれているのではないかという疑念があるというふうなことで、またこれから5年委託するに当たって、どのような事業計画を、さらに今までの3年間の実績、経緯を踏まえてどのような事業計画を出してきたのかというふうなことを確実に認識していなければ、本当に任せて大丈夫なのかという判断もつきかねるもので、そこら辺のところは事業計画書は提出していただけるわけですね。委員会付託でも何でもいいんですけども。しっかりあずさ山の家が、栄協メンテナンスが指定管理者として5年間このような事業計画をやりますというふうなものはしっかり提出していただけるわけですね。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 事業計画につきましては、委員会までには用意いたします。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） まず、今、敬議員も言いましたけれども、条例に基づいた利用がちゃんとされているのかということ。農機具資料館がありますね。あそこは今回によって1階が焼き物体験のところになっていきますけれども、2階において農機具資料があるといいますけれども、この前見てきたら事実上、物置ですね、あそこは。何か二、三の農機具を置いてあるけれども、段ボールを山のように積んである。だからあそこはたしかそういう農機具資料館として補助金をもらったところだと思うんです。それをせめて、1階はそうしたほうがいいかもしれないけれども、2階にはちゃんと展示すべきじゃないかと思います。その辺はどうなのかということ。

あと、指定管理者になってから市内の幼小中とか、体験宿泊とか、それが利用しにくくなったということを聞いたんですけども、それは多分、それで減ってきたんだと思いますが、その辺はどうなんですか。せっかくの農村体験宿泊施設となっても、周辺の幼小中の学校の利用が減っているんじゃないか。その辺はどういうことか。

それから、この間一般質問にもありましたけれども、山の家水道をつながないという、あれはそもそも渇水期に山の家水がないから、あそこが水道区域に入ったと思うんですよ。それまで幾ら、20年来、水道が来ないと要望してきてもなかなかできなかった。それで山の家ができてから、昨年度は予算化されないし、今年はされてもまだつないでいないですよ。この間、一般質問においては業者との協議があって、井戸水をふるに使用したいということで

ありましたが、あの水は市の水ですよ、今は市に寄附を受けたから。だったらつながなかったらそれに相応する水道料をもらったらいじゃないですか。

水道については、だからつないで、市のこっちの利益になるようにすべきだと思うんですよ。その辺はどうでしょうかね。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 農機具館につきましては、まことに申しわけありません。ちょっと調査させていただきたいと思います。

あと、利用者につきましては、あの施設が音が響くという苦情が非常に多くあります。そういった関係で、子供たちが自分たちからだんだん減っていく状況になっているのではないかと推定しております。

それとあと、水道を引かないということですが、おふる場合は井戸水を使います。それに伴うボイラー等は管理者が負担をするものですから、とりあえず水道料につきましては、無料ということで考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 水道は無料とはどういうことですか。

それと、音が響いて利用が減っているというけれども、今まで10年来やってきてずっととき、急になぜ音が出て利用が減るんですか。ほかの理由があるんじゃないですか。

水道をつながないというのがどうもおかしいと思うんですよ。地域に水道を引くときに、水道課長に前から言っているんですけども、地域の集落の端とか、レベルが同等のところ、で切れればよかったんですけども、前回、集落の途中とか何かでみんな切っているんです。それは山の家に水を引くためだったと思うんです。その辺の苦情もいろいろありまして、だからぜひ山の家に引くためにやったと思われるんですから、ぜひすぐつないで水道料をもらうべきです。井戸水だって水道ができるまでということになっていたでしょう。その辺をけじめをちゃんとしてください。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 水道への接続につきましては、管理者との協議は終わりましたもので、あと利用者、今、水道を利用している方々との話し合いがもう少し残っていますもので、それがつき次第、つなぎ工事をしたいと思っています。

議長（増田 清君） 11番、最後です。

11番(土屋誠司君) 利用者の協議、それは2カ月とか3カ月、ずっとやっていないでしょう。そうじゃなくてももとの山の家にどう水をつけるかということですよ。そして、井戸水は当初だと水道ができるまでということでしょう。だからその辺ちゃんとけじめつけてくださいということです。井戸水を使うんだったら水道料でもらえばいいじゃないですか。

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 3時52分休憩

午後 3時56分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、11番 土屋誠司議員の質疑を続けます。

産業振興課長、答弁をお願いいたします。

産業振興課長(増田徳二君) 利用者の減につきましては、子供たちの団体として使用したいということがありまして、そのことで減少しているということでございます。

それとあと、水道につきましては、協定書によりまして早速引くような段取りをとりたいと思います。

それとあと、井戸水につきましては、指定管理者のほうからおふろのほうへ使いたいということがありまして、これはお客様の要望が強いという、これはアンケート等によりましてありますもので、そういったことで井戸水の使用をさせるということでございます。

議長(増田 清君) 11番、最後です。

11番(土屋誠司君) 井戸水を使わないじゃなくて、使うのはいいんですよ。それを市の水だから水道料をもらったらどうですかということです。井戸水分は。ほかに持っていくときには倍で売っているわけでしょう。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) やはりこの井戸水を使用するということは、いろいろな経費が伴うものですから、そういったことも考えますと、またお客様の要望にこたえるということを考えますと無料でよろしいのではないかと考えております。

議長(増田 清君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を若干延長いたします。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 3時58分休憩

午後 4時 4分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

11番 土屋誠司議員の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 料金につきましては、今後また整理をいたしまして検討していきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 5分散会